**障害児通所支援事業者自主点検表**

**（令和５年５月版）**

**【児童発達支援・放課後等デイサービス・**

**居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業種類（選択してください） | * 児童発達支援
 | * 放課後デイサービス
 |
| * 居宅訪問型児童発達支援
 | * 保育所等訪問支援
 |
| 　事業所番号 |  |
| 　事業所の名称 |  |
| 　事業所の所在地 | 甲府市 |
| 　電話番号 | 　　　　　－　　　　－ |
| 　法人の名称 |  |
| 　法人の代表者名 |  |
| 　管理者名 |  |
| 主な記入者 職・氏名 |  |
| 　記入年月日 | 令和　　年　　月　　日 |
| （実地指導日） | （令和　　年　　月　　日） |

|  |
| --- |
| **甲府市 福祉保健部 指導監査課****〒400-8585　甲府市丸の内１－１８－１****甲府市役所　本庁舎３F　⑬窓口****TEL：055(223)7056　FAX：055(228)4889****e-mail：fkansa@city.kofu.lg.jp** |

障害児通所支援事業者自主点検表の作成について

１　趣　　旨

　　この自主点検表は、障害児通所支援事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

２　実施方法

①　定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。

②　記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に○印をしてください。なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に○印（もしくは「なし」と記入）をしてください。

③　点検事項について、全てが満たされていない場合（一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合）は、「いいえ」に○印をしてください。

④　各項目の文中、単に「以下同じ」「以下○○という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または○○であるということを示しています。

⑤　複数の職員で検討のうえ点検してください。

⑥　点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

⑦　この自主点検表は、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援の運営基準等を基調に作成されています。

　　点検項目ごとに事業種別の略称が記載されていますので、該当する項目について点検してください。

※　事業種別の略称　　共通　…　全事業共通　　　　児発　…　児童発達支援（児童発達支援センターを含む）

　放デ　…　放課後等デイサービス　　　居訪　…　居宅訪問型児童発達支援

　保訪　…　保育所等訪問支援　　　　センター　…　児童発達支援センター

３　根拠法令等

　「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　　　　称 |
| 法 | 児童福祉法（昭和22年法律第164号） |
| 障法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法） |
| 条例 | 甲府市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成31年6月条例第　　号） |
| 省令 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号） |
| 解釈通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成24年3月30日･障発0330第12号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知） |
| 告示 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号） |
| 留意事項通知 | 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成24年3月30日　障発0330第16号） |

指定障害児通所支援事業所自主点検表　目次

| 項目 | 内容 | 市確認欄 |
| --- | --- | --- |
| **第１　一般原則・基本方針** |
| 1 | 一般原則　共通 |  |
| 2 | 暴力団の排除　共通 |  |
| 3-1 | 基本方針　児発 |  |
| 3-2 | 基本方針　放デ |  |
| 3-3 | 基本方針　居訪 |  |
| 3-4 | 基本方針　保訪 |  |
| **第２　人員・設備に関する基準** |
| 4 | 従業者の状況　児発　放デ　 |  |
| 5-1 | 従業者の員数等　児発　放デ　センター |  |
| 5-2 | 従業者の員数等　居訪 |  |
| 6 | 保育所等訪問支援における従業者の員数　保訪 |  |
| 7 | 児童発達支援管理責任者　共通 |  |
| 8 | 管理者　共通 |  |
| 9 | 労働条件の明示等　共通 |  |
| 10 | 従業者等の秘密保持　共通 |  |
| 11 | 設備に関する基準　共通 |  |
| **第３　運営に関する基準** |
| 12 | 運営規程　共通 |  |
| 13 | 内容及び手続の説明及び同意　共通 |  |
| 14 | 契約支給量の報告等　共通 |  |
| 15 | 提供拒否の禁止　共通 |  |
| 16 | 連絡調整に対する協力　共通 |  |
| 17 | サービス提供困難時の対応　共通 |  |
| 18 | 受給資格の確認　共通 |  |
| 19 | 障害児通所給付費の支給の申請に係る援助　共通 |  |
| 20 | 心身の状況等の把握　共通 |  |
| 21 | 指定障害児通所支援事業者等との連携等　共通 |  |
| 22 | 身分を証する書類の携行　居訪　保訪 |  |
| 23 | サービスの提供の記録　共通 |  |
| 24 | 保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等　共通 |  |
| 25 | 利用者負担額等の受領 |  |
| 26 | 通所利用者負担額に係る管理　共通 |  |
| 27 | 障害児通所給付費の額に係る通知等　共通 |  |
| 28 | サービスの取扱方針　共通 |  |
| 29 | 個別支援計画の作成等　共通 |  |
| 30 | 児童発達支援管理責任者の責務　共通 |  |
| 31 | 相談及び援助　共通 |  |
| 32 | 指導、訓練等　共通 |  |
| 33 | 食事　センター |  |
| 34 | 社会生活上の便宜の供与等　共通 |  |
| 35 | 健康管理　センター |  |
| 36 | 緊急時等の対応　共通 |  |
| 37 | 喀痰吸引等　共通 |  |
| 38 | 保護者に関する市町村への通知　共通 |  |
| 39 | 管理者の責務　共通 |  |
| 40 | 勤務体制の確保等　共通 |  |
| 41 | 業務継続に向けた取組の強化について　共通 |  |
| 42 | 定員の遵守　児発　放デ |  |
| 43 | 非常災害対策　児発　放デ |  |
| 44 | 衛生管理等　共通 |  |
| 45 | 協力医療機関　共通 |  |
| 46 | 掲示　共通 |  |
| 47 | 身体的拘束等の禁止　共通 |  |
| 48 | 虐待等の禁止　共通 |  |
| 49 | 秘密保持等（個人情報提供の同意）　共通 |  |
| 50 | 情報の提供等　児発　放デ |  |
| 51 | 利益供与等の禁止　共通 |  |
| 52 | 苦情解決　共通 |  |
| 53 | 地域との連携等　共通 |  |
| 54 | 事故発生時の対応　共通 |  |
| 55 | 会計の区分　共通 |  |
| 56 | 記録の整備　共通 |  |
| 57 | 変更の届出等　共通 |  |
| **第４　障害児通所給付費の算定及び取扱い** |
| 58 | 基本事項　共通 |  |
| 59 | 障害児通所給付費 |  |
| 60 | 初回加算　保訪 |  |
| 61 | 家庭連携加算　児発　放デ　保訪 |  |
| 62 | 事業所内相談支援加算　児発　放デ |  |
| 63 | 食事提供加算　センター |  |
| 64 | 通所施設移行支援加算　居訪 |  |
| 65 | 利用者負担上限管理加算　共通 |  |
| 66 | 福祉専門職員配置等加算　児発　放デ |  |
| 67 | 欠席時対応加算　児発　放デ |  |
| 68 | 特別支援加算　児発　放デ |  |
| 69 | 強度行動障害児支援加算　児発　放デ |  |
| 70 | 医療連携体制加算　児発　放デ |  |
| 71 | 送迎加算　児発　放デ |  |
| 72 | 延長支援加算　児発　放デ |  |
| 73 | 関係機関連携加算　児発　放デ |  |
| 74 | 保育・教育等移行支援加算　児発　放デ |  |
| 75 | 福祉・介護職員処遇改善加算　共通 |  |
| 76 | 福祉・介護職員特定処遇改善加算　共通 |  |
| 77 | 個別サポート加算　児発　放デ |  |

| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| --- | --- | --- | --- |
| **第１　一般原則・基本方針** |
| １一般原則共通 | (1) 事業者は、保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（個別支援計画）を作成し、これに基づき障害児に対してサービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、障害児に対して適切かつ効果的にサービスを提供していますか。 | はいいいえ | 条例第4条省令第3条解釈通知第二の３ |
| (2)　障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | はいいいえ |
| (3) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市、障害者総合支援法に規定する障害福祉サービスを行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めていますか。 | はいいいえ |
| (4)　障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。　※関連項目→「12運営規程」、「47身体拘束等の禁止」、「48虐待等の禁止」 | はいいいえ |
| (5) 事業所の従業員は障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、障害者虐待の早期発見に努めていますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第6条 |
| ※　養護者（障害者福祉施設従事者等）による障害者虐待に該当する行為　①　障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。　②　障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。　③　障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。　④　障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。　⑤　養護者又は障害者の親族が（障害者福祉施設従事者等が）障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。 |  | 障害者虐待防止法第2条 |
| (6)　障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第７条、第16条 |
| （7）　障害者の虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける障害者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止等のための措置を講じていますか。 | はいいいえ | 障害者虐待防止法第15条 |
| ＜参照＞・厚労省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（平成30年6月改訂版　厚労省社会・援護局）・厚労省通知「障害者（児）施設における虐待の防止について」（平成17年10月20日付け障発第1020001号） |
| ２暴力団の排除共通 | 役員等（法第２１条の５の１５第３項第６号に規定する役員等をいう。）に暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者は含まれませんか。 | はいいいえ | 条例第5条甲府市暴力団排除条例（平成２４年３月条例第２号）第２条【独自基準（市）】 |
| ３－１基本方針児発 | 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第6条省令第4条 |
| ３－２基本方針放デ | 障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、及び社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第79条省令第65条 |
| ３－３基本方針居訪 | 障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第91条省令第71条の7 |
| ３－４基本方針保訪 | 障害児が障害児以外の児童との集団生活に適応することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第99条省令第72条 |
| ４従業者の状況児発放デ | 該当する欄に従業者等の人数を記入してください。　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日現在（実施日の前月）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 管理者 | 児童発達支援管理責任者 | 児童指導員 | 保育士 | 障害福祉サービス経験者※ | その他 |
| 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 | 専従 | 兼務 |
| 常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

「その他」… その他指導員、機能訓練担当職員、看護職員　等　※居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援の訪問支援員も加えてください。 |
|  | ＜用語の説明＞・常勤　　　：労働契約において、事業者等が（就業規則等で）定める常勤従業者の勤務時間と同じ勤務時間の者。職名等（正社員、アルバイト等）を問わない。　　　　　　　※　母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準等において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤換算することにより、人員基準を満たすことが可能である。・非常勤　 ：常勤の者の勤務時間に満たない者・専従 　　：当該事業所のみに勤務する職員・兼務 　　：専従でない職員（例：管理者とサービス管理責任者の兼務、同じ法人の他事業所の従業者との兼務）・常勤換算方法：「１週間の延べ勤務時間数」÷「常勤の１週間の勤務すべき時間数」　（小数点第2位以下切り捨て）※　１週間の勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。※　この場合の勤務延べ時間数は、当該指定障害児通所支援事業所等の指定等に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数であること。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。・勤務延べ数時間：勤務表上、サービスの提供に従事する時間として明確に位置付けられている時間又はサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。なお、従業者１人につき、勤務延べ時間数に算入することができる時間数は、事業所等において常勤の従業者が勤務すべき勤務時間数を上限となる。 |
|  | ＜多機能型事業所＞　省令第80条1. 多機能型事業所に配置されている従業者については、当該多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う事業所に限る）の職務に専従するものとし、各サービス事業所ごとに配置される従業者間での兼務が可能です。
2. 利用定員の合計数が20人未満である多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所を除く）は、各サービスの基準にかかわらず、児童発達支援管理責任者及び管理者を除き、従業者のうち1人以上の者を常勤としなければなりません。

＜多機能型事業所として指定を受けることができるサービス＞　児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援・生活介護・自立支援・機能訓練・生活訓練・就労移行支援・就労継続支援A型及びB型 |
| ５－１従業者の員数等児発（センターを除く）放デ | (1)　児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者は、次のとおりです。 |  | 条例第7、80条省令第5、66条※令和３年３月３１日時点で指定を受けている事業所については、障害福祉サービス経験者（２年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの）も含めることができる。【令和５年３月３１日まで】 |
| 一　児童指導員、保育士二　児童発達支援管理責任者 |
| (1)-1　人員配置基準の従業者児童指導員又は保育士となっていますか。また、半数以上は児童指導員または保育士となっていますか。* 放課後等デイはH29.4～・児童発達支援はH30.4～

それぞれ１年の経過措置ありましたが、経過措置終了後以降に基準を満たしていたかの確認をしてください。また、無資格、未経験の従業者（その他従業者）を人員配置基準職員として含めていないか確認してください。 | はいいいえ |
| (1)-2　児童指導員等の確保児童指導員又は保育士の員数は、サービスの単位ごとに、その提供を行う時間帯を通じて専らサービスの提供に当たるものとして、障害児の数の区分に応じ、それぞれ区分に定める数以上となっていますか。 | はいいいえ《Ｈ３０改正》・児童発達支援の人員　基準が放課後デイと　統一 |
| ア　障害児の数が10までのもの　2以上イ　障害児の数が10を超えるもの　2に、障害児の数が10を超えて5又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上　（例：11～15人･･･3人以上、16～20人･･･4人以上） |
| ※　児童指導員等加配加算を届け出ている場合は、上記に加えて、常勤換算で１以上確保してください。 |
|  | ※　「提供の時間帯を通じて専らサービスの提供に当たる」とは、サービスの単位ごとに児童指導員又は保育士について、サービスの提供時間帯を通じて当該職種の従業者が常に確保され、必要な配置を行うよう定めたものです。 |  | 解釈通知　第三の１(1)①解釈通知　第三の１(1)③解釈通知　第三の１(1)④解釈通知　第三の１(1)⑤ |
| ※　「障害児の数」は、サービスの単位ごとの障害児の数をいうものであり、障害児の数は実利用者の数をいいます。 |
| (2)　(1)の従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練を担当する職員を置いていますか。※　当該職員がサービス提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる場合には、児童指導員又は保育士の合計数に含めることができます。 | はいいいえ該当なし |
| 〔機能訓練を担当する職員〕理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び心理指導担当職員等の訓練を担当する職員 |
| (3)　(1)の従業員のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)を、それぞれ置いていますか。※　ただし次のいずれかに当たる場合には、看護職員を置かないことができます。①　医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合②　医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引業務を行う場合③　医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合※　当該職員がサービス提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる場合には、児童指導員、保育士の合計数に含めることができます。 | はいいいえ該当なし《Ｒ3見直し》 |
| (4)　主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、置くべき従業者及び必要な員数が確保されていますか。①嘱託医　1以上②看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）1以上③児童指導員又は保育士　1以上④機能訓練担当職員　1以上⑤児童発達支援管理責任者　1以上 | はいいいえ該当なし |
| ※　機能訓練担当職員については、機能訓練を行わない時間帯については、置かないことができる。 |
| (5)　サービスの単位は、そのサービス提供が同時に1又は複数の障害児に対して一体的に行われるものとなっていますか。 | はいいいえ |
| ※　サービスの単位とは、同時に一体的に提供されるサービスをいいます。例えば、午前と午後とで別の児童に対してサービスを提供する場合は２単位となり、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要があります。※　また、同一事業所で複数の単位を設置する場合には、同時に行われる単位の数の常勤の従業者（児童発達支援管理責任者を除く。）が必要となります。 |
| (6)　児童指導員及び保育士の１人以上は、常勤となっていますか。 | はいいいえ |
| ＜障害福祉サービス経験者＞令和３年４月１日において、現に指定を受けている事業所については、令和５年３月31 日までの間は、障害福祉サービス経験者についても、児童指導員、保育士の合計数に加えることができるものとします。なお、児童指導員及び保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士となっていることに留意してください。※　障害福祉サービス経験者　：2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの |
| ５－１従業者の員数等センター | （1）　児童発達支援センターである児童発達支援事業所に置くべき従業者及び員数は、次のとおりとなっていますか。 | はいいいえ | 条例第8条省令第6条 |
| 一　嘱託医　1以上二　児童指導員及び保育士　　　イ　児童指導員及び保育士の総数　　サービスの単位ごとに、通じておおむね障害児の数を4で除して得た数以上　　　ロ　児童指導員　1以上　　　ハ　保育士　1以上　三　栄養士　1以上　四　調理員　1以上　五　児童発達支援管理責任者　1以上 |
| ※　ただし、40人以下の障害児を通わせる事業所にあっては、（三）の栄養士を、調理業務の全部を委託する事業所にあっては（四）の調理員を置かないことができます。 |
| （2）　(1)の従業者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練を担当する職員を置いていますか。 | はいいいえ該当なし |  |
| ※　この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができます。 |
|  | (3)　(1)の従業員のほか、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。)を、それぞれ置いていますか。※　ただし次のいずれかに当たる場合には、看護職員を置かないことができる。①　医療機関等との連携により、看護職員を事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合②　医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引業務を行う場合③　医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合※　当該職員がサービス提供を行う時間帯を通じて専らサービス提供に当たる場合には、児童指導員、保育士の合計数に含めることができます。 | はいいいえ | 《Ｒ3見直し》 |
|  | （4）　主として難聴児を通わせる事業所の場合、（1）の従業者のほか、次の従業者を置いていますか。 | はいいいえ該当なし |  |
| 一　言語聴覚士　サービスの単位ごとに4以上二　機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る）　機能訓練を行うために必要な数。三　看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを行う場合に限る。)　医療的ケアを行うために必要な数※　医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合は看護職員を置かなくてもよい。 |
|  | (5)　主として重症心身障害児を通わせる事業所の場合、（1）の従業者のほか、次の従業者を置いていますか。 | はいいいえ該当なし |  |
| 　　一　看護職員　1以上　　二　機能訓練担当職員　1以上 |
| ※　(4)・(5)の場合において、（1）の従業者のほかの従業者の数については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができます。 |
|  | (6)　(2)(3)の規定により機能訓練担当職員及び看護職員(以下「機能訓練担当職員等」という。)の数を含める場合における児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士となっていますか。 | はいいいえ |  |
|  | (7)　（1）の二のイ、（4）の一のサービスの単位については、サービスの提供が同時に１又は複数の障害児に対して行われるものとなっていますか。 | はいいいえ |  |
|  | (8)　（1）から（4）に規定する従業者は、専ら事業所の職務に従事する者又はサービスの単位ごとにサービスの提供にあたる者となっていますか。 | はいいいえ |  |
| ※　ただし、障害児の支援に支障がない場合は（1）の三の栄養士及び四の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事することができます。 |
| ５－２従業者の員数等居訪 | 居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者は、次のとおりです。 |  | 条例第92条省令第71条の8解釈通知　第六の１ |
| 一　訪問支援員二　児童発達支援管理責任者　１以上 |
| (1)　訪問支援員の員数は、事業規模に応じて、訪問支援を行うために必要な数となっていますか。 | はいいいえ |
|

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 訪問支援員 |  | 専従 | 兼務 | 職種 |
| 常　勤 |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |

 |  |
| (2)　訪問支援員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士の資格取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児について入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障害児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者となっていますか。 | はいいいえ |
| ６保育所等訪問支援における従業者の員数保訪 | 　保育所等訪問事業所に置くべき従業者は、次のとおりです。一　訪問支援員二　児童発達支援管理責任者　１以上 |  | 条例第100条省令第73条解釈通知　第七の１ |
| (1)　訪問支援員の員数は、事業規模に応じて、訪問支援を行うために必要な数となっていますか。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 訪問支援員 |  | 専従 | 兼務 | 職種 |
| 常　勤 |  |  |  |
| 非常勤 |  |  |  |

 | はいいいえ |
| ※　従業者の員数については、各地域における保育所等訪問支援の利用の状況や業務量を考慮し、適切な員数の従業者を確保するものです。※　サービスの提供に当たる従業者の要件については、障害児支援に関する知識及び相当の経験を有する児童指導員、保育士、理学療法士、作業療法士又は心理担当職員等であって、集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有する者です。 |
| ７児童発達支援管理責任者共通 | (1)-1　児童発達支援管理責任者を1以上置いていますか。児発 放デそのうち、1人以上は、専任かつ常勤となっていますか。 | はいいいえ | 条例第7,8,80条省令第5,6,66条解釈通知　第三の１(1)② |
| ※　従業者は、原則として専従でなければならず、職種間の兼務は認められるものではありません。※　児童発達支援管理責任者についても、個別支援計画の作成及び提供したサービスの客観的な評価等の重要な役割を担う者であり、これらの業務の客観性を担保する観点から、児童発達支援管理責任者と直接支援の提供を行う指導員等とは異なる者でなければなりません。 |
| (1)-2　児童発達支援管理責任者を１以上置いていますか。居訪 保訪そのうち、1人以上は、専ら当該事業所の職務に従事する者となっていますか。 | はいいいえ | 条例第92,100条省令第71の8,73 条 |
| (2)　児童発達支援管理責任者は、次の一及び二に定める要件を満たしていますか。共通 | はいいいえ《R１要件見直し》直接支援業務10年⇒8年はいいいえ | 条例第7,80,92,100条省令第5,66,71の8,73条 |
| 一　次のア～ウのいずれかの業務の実務経験を有していること（いずれも障害児・児童・障害者の支援経験3年以上が必須）ア　①及び②の期間が通算して5年以上である者①　相談支援業務次の施設等に従事する者・障害児・身体障害者相談支援事業・障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設・障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター・病院・診療所（社会福祉主事任用資格者等に限る）・学校（大学を除く）　等②　直接支援業務次の施設等に従事する者で、社会福祉主事任用資格・児童指導員任用資格・保育士等の資格がある者・障害児入所施設、児童養護施設、障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設・障害児通所支援事業、放課後児童健全育成事業、障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業所・病院・診療所、訪問看護事業所・特例子会社　　・学校（大学を除く）　等 |
| イ　次の期間が通算して8年以上である者○直接支援業務上記ア②の直接支援業務に従事する者で、社会福祉主事任用資格・児童指導員任用資格・保育士等の資格がない者 |
| ウ　上記ア・イの期間が通算して3年以上で、かつ、国家資格等※による業務従事が通算して5年以上である者※　医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、栄養士、精神保健福祉士　等 |
| 二　（1）-1相談支援従事者初任者研修児童発達支援管理責任者は、相談支援従事者初任者研修（講義部分）又は旧障害者ケアマネジメント研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。 |
| （1）-2基礎研修児童発達支援管理責任者は、上記（一）の実務経験者（又は実務経験者となるために必要な年数に達する日までの期間が２年以内）になってから、児童発達支援管理責任者基礎研修を終了し、終了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ |  |
| ※　基礎研修修了者は、既に常勤の児童発達支援管理責任者を配置している事業所等において、２人目の児童発達支援管理責任者等として配置することができ、個別支援計画の原案を作成することができます。※　【経過措置】実務経験者が平成３１年４月１日以後令和４年３月３１日までに基礎研修修了者となった場合においては、基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間は、当該実務経験者を児童発達支援管理責任者とみなします。（基礎研修修了者となった日から３年を経過する日までの間に実践研修修了者となることを要します。 | 《R１研修見直し》研修要件 |
| （2）　実践研修児童発達支援管理責任者は、下記イ又はロの要件を満たし、児童発達支援管理責任者実践研修を修了し、修了証の交付を受けていますか。管理責任者は、下記イ又はロの要件を満たし、児童発達支援管理責任者実践研修を修了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ研修終了（　　　年）受講予定（　　　年） |  |
| [ ] 　イ　基礎研修修了者となった日以後、実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者[ ] 　ロ　実践研修受講開始日前５年間に通算して２年以上、相談支援の業務又は直接支援の業務に従事した者のうち、平成３１年４月１日において旧告示に定める児童発達支援管理責任者研修を修了し、同日以後に相談支援従事者初任者研修（講義部分）修了者となったもの |  |  |
| （3）　更新研修　　　実践研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とする同年度以降の５年度ごとの各年度の末日までに、児童発達支援管理責任者更新研修を終了し、修了証の交付を受けていますか。 | はいいいえ受講予定（　　　年） |  |
| 【経過措置】※　平成３１年３月３１日までに旧児童発達支援管理責任者研修を修了した者については、令和６年３月３１日までの間は児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなします。※　実践研修修了者、旧児童発達支援管理責任者研修修了者が期日までに更新研修修了者とならなかった場合、実践研修を改めて修了した日に実践研修修了者となります。 |  |  |
| ≪参照（児童発達支援管理責任者の資格要件）≫「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（H24.3.30付け厚生労働省告示第230号)（平成31年3月29日厚生労働省告示第230号）※　実務経験者であるものについて、新規に事業を開始してから起算して１年間は研修修了要件を満たしているものとみなす経過措置は、平成３１年３月３１日をもって終了しました。※　やむを得ない事由により児童発達支援管理責任者が欠けた場合、当該事由が発生した日から１年間は、実務経験者であるものについては、研修修了要件を満たしているものとみなします。（やむを得ない事由に該当するかどうかは、必ず市（障がい福祉課）へ相談してください。） |
| ８管理者共通 | 専らその職務に従事する管理者を置いていますか。※ 管理上支援に支障がない場合はこの限りでない。 | はいいいえ | 条例第9,81,93,101条省令第7,67,71の9,74条解釈通知　第三の１(3) |
| ※　管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとしますが、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができます。①　当該事業所の従業者（児童発達支援管理責任者を含む）としての職務に従事する場合②　同一敷地内又は道路を隔てて隣接する等、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所又は施設等がある場合に、当該他事業所等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合★　他事業所等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると判断される場合や、併設施設等での看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられます。 |
| ９労働条件の明示等共通 | 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書等を書面で明示し交付していますか。 | はいいいえ | 労働基準法第15条労働基準法施行規則第5条 |
| ※　雇用（労働）契約において、労働基準法により下記のような条件を書面で明示することとされています。①労働契約の期間に関する事項②期間の定めのある労働契約を更新する場合の基準③就業の場所及び従事すべき業務に関する事項④始業・終業時刻、時間外労働の有無、休憩時間、休日、休暇、交替制勤務をさせる場合は就業時転換に関する事項⑤賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項⑥退職に関する事項（解雇の事由を含む）⑦昇給の有無（※）、⑧退職手当の有無（※）⑨賞与の有無（※）、⑩相談窓口（※）　　※　非常勤職員のうち、短時間労働者（１週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の１週間の所定労働時間に比べて短い労働者）に該当するものを雇い入れたときには、上記⑦、⑧、⑨及び⑩についても文書で明示しなくてはなりません。　 |
| １０従業者等の秘密保持共通 | (1)　従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。 | はいいいえ | 条例第49,85,98,103条省令第47,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(35)①解釈通知　第三の３(35)②解釈通知　第三の３(35)③ |
| ※　秘密を保持すべき旨を就業規則に規定し、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。 |
| （2）　従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ |
| ※　従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金について定める等の措置を講じてください。 |
|  | （3）　利用者又はその家族に関する情報を、サービス担当者会議他の事業者等に対して提供することについて、利用契約の際にあらかじめ文書（個人情報提供同意書）により、利用者又はその家族の同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| ※　この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。 |
| １１設備に関する基準共通 | (1)-1指導訓練室及び相談室のほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。児発 放デ　　　ただし、当該指定児童発達支援事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定児童発達支援事業所の相談室として使用することができるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができます。 | はいいいえ | 条例第11,12,82,94,102条省令第9,10,68,71の10,75条解釈通知　第三の２（1）【独自基準（県）】省令第81条 |
| ※　原則として一の建物につき、一の事業所とするが、障害児の利便のため、障害児に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いてサービスを提供する場合については、これらを事業所の一部（出張所）とみなして設備基準を適用するものです。 |
| （1）-2～（1）-4についてはセンターに限る | ★ 国の基準省令では、指導訓練室以外は、設備及び備品等については具体的な規定はなく、独自基準（山梨県と同様）として、相談室を必置の設備として定めています。★ 多機能型事業所の場合は、サービスに支障を来さないように配慮しつつ、一体的に行う他の多機能型事業所設備を兼用することができるものです。 |
| （1）-2　児童発達支援センターについては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊技場（事業所の付近にある屋外遊戯場を含む）、医務室、相談室、調理室及び便所並びにサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。また、設備は次の基準を満たしていますか。センター | はいいいえ | 条例第12条省令第10条 |
|  | 一　指導訓練室　　イ　定員はおおむね10人とすること。　　ロ　障害児1人当たりの床面積は、2.47㎡以上とすること。二　遊戯室　　　障害児1人当たりの床面積は、1.65㎡以上とすること。※　ただし、主として難聴児を通わせる事業所、重症心身障害児を通わせる事業所にあってはこの限りではありません。 |
| ※　主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、遊戯室、屋外遊技場、医務室及び相談室は障害児のサービスに支障がない場合は、設けないことができます。 |
| 1. -3　（1）-2に規定する設備のほか、主として知的障害のある児童を通わせる事業所については静養室、主として難聴児を通わせる事業所は聴力検査室を設けていますか。
 | はいいいえ該当なし |
| （1）-4　（1）-2、（1）-3に規定する設備については、専ら指定児童発達支援の事業に供するものとなっていますか。 | はいいいえ | 解釈通知　第三の２（2） |
|  | ※　ただし、障害児のサービスに支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備を兼ねることができます。 |
| (1)-5　事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えていますか。居訪 保訪 | はいいいえ該当なし | 省令第71の10,75条解釈通知　第六の2(1),(2),(3) |
|  | ※　必要な設備等は次のとおりです。① 事務室（他事業と同一でも可、区画を明確に特定する）② 受付等のスペース（相談等の対応に適切なスペース）③ 設備及び備品等（感染症予防に必要な設備等に配慮） |
| (2)　指導訓練室は、訓練に必要な機械器具等を備えていますか。児発 放デ | はいいいえ |
|  | ★　利用者の障害の特性や指導訓練の内容等に応じて、適切なサービスが提供できるよう適当な広さや数を確保してください。 |
| (3)　サービスの提供に必要な設備及び備品等は、専らサービス事業の用に供するものとなっていますか。共通※ 障害児の支援に支障がない場合は、この限りではありません。 | はいいいえ |
| **第３　運営に関する基準** |
| １２運営規程共通 | 事業所ごとに、次に掲げる重要事項に関する運営規程を定めていますか。 | はいいいえ | 条例第39,85,97,103条省令第37,71,71の13,79条解釈通知第三の３(26) |
| ★　運営規程に法令等で定める記載事項が定められているか、事業所の現況や運営実態、重要事項説明書や利用契約書、パンフレット等の記載と合っているか、点検してください。★　運営規程の記載事項を変更した場合は市（障がい福祉課）に届出が必要です。 |
| 項目　（条例第37条に掲げる重要事項） | 指摘の例 |
| ①　事業の目的及び運営の方針 | ②～⑥など・事業所の実態、重要事項説明書等と合っているか（特に②③⑥など）。③営業時間は事業所に職員を配置し、受入体制を整えている時間であって送迎時間は含まない。（平成24年厚労省Ｑ＆Ａの103）④利用定員は障害児数の上限であり、サービス単位があれば単位ごとに定員を定める。⑤指導、訓練以外の、行事や日課等のサービスがあればその費用も記載する。⑥通常の事業の実施地域は、客観的に区域が特定されているか。⑪虐待の防止は、具体的措置が定められているか。・責任者の選定・苦情解決体制の整備・従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための定期的な研修実施・虐待防止委員会に関すること　など |
| ②　従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| ③　営業日及び営業時間 |
| ④　利用定員 |
| ⑤　サービスの内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額 |
| ⑥　通常の事業の実施地域 |
| ⑦　サービスの利用に当たっての留意事項 |
| ⑧　緊急時等における対応方法 |
| ⑨　非常災害対策 |
| ⑩　事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類　 |
| ⑪　虐待の防止のための措置に関する事項 |
| ⑫　その他運営に関する重要事項 |
| ※ 居宅訪問型 及び 保育所等訪問については、④⑨⑩は除く。 |  |
| ★　従業者の員数、営業日・時間、利用者負担額の種類・額、通常の事業の実施地域などが、事業所の実態や重要事項説明書と合っているか、見比べてください。★　なお、従業者の員数は、人数を定めればよく、常勤・非常勤の内訳等は必ずしも要しません。また、員数は定数ではなく、「○名以上」と定めることができます。★　通常の事業の実施地域については、地域外のサービス提供を妨げるものではありません。 |
| １３内容及び手続の説明及び同意共通 | （1）　保護者から利用申込みがあったときは、当該利用申込者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、利用申込者に対し、運営規程の概要や従業者の勤務体制など、サービスの選択に必要な重要事項を記した文書（重要事項説明書、パンフレット等）を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 条例第14,85,98,103条省令第12,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(2) |
| ※　あらかじめ利用申込者に対し、事業所を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることについて同意を得なければなりません。・ 運営規程の概要　・ 従業者の勤務体制・ 事故発生時の対応　・ 苦情解決の体制　・第三者評価の実施状況等 |
| ★　利用者の同意は書面によって確認することが望ましいとされています。ついては、重要事項説明書は２部作成し、説明者の職氏名を記載し、利用申込者又は家族が説明を受け同意した旨の記名押印等を受け、1部は利用者に交付、1部は事業所で保管してください。★　重要事項説明書の記名押印と、契約書の記名押印が一緒となっている例があります。重要事項説明書は、利用者がサービス内容等を理解して事業所を選択するために、利用申込の際に（契約前に）説明する書類で、利用契約書とは異なりますので、それぞれ記名押印が必要です。 |
| (2)　利用申込者との間でサービスの提供に係る契約が成立したときは、障害児の心身の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第77条第1項の規定に基づき、必要事項を記載した書面（利用契約書等）を交付していますか。 | はいいいえ |
| ＜社会福祉法第77条第1項の規定に基づく事項＞①　代表者の名称及び事業所所在地　②　サービスの内容③　利用者負担額④　サービス開始年月日⑤　苦情受付窓口★　利用契約書の契約当事者は事業所（管理者）ではなく事業者（法人・法人代表者）です。利用契約書には、法人代表者の職名・氏名を記載し、代表者印を押印してください。（※契約権限を内規・委任状等により委任している場合を除く）★　利用契約書は２部作成し、それぞれ事業者と利用者が記名押印し、1部を利用者に交付し、１部は事業所が保管してください。★　契約日、契約の終期が空欄である、又は自動更新規定を設けていないため契約期間が終了してしまっている、などの指摘例があります。★　契約書・重要事項説明書が運営規程や運営実態と合っているか、旧法等の用語がないか点検してください。 |
| １４契約支給量の報告等共通 | (1)　サービスを提供するときは、サービスの内容、契約支給量その他の必要な事項（通所受給者証記載事項）を、保護者の通所受給者証に記載していますか。　 | はいいいえ | 条例第15, 85,98,103条省令第13,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(3) |
| ※　事業者は契約が成立した時は、受給者証に次の必要な事項を記載します。・ 事業者及び事業所の名称　　・ サービスの内容・ 契約支給量（月当たりのサービスの提供量）・ 契約日　等 |
| ※　事業所は、契約の際、または契約支給量等を変更した場合は、サービス種類ごとに、サービス内容、契約支給量、契約日等を漏れなく受給者証に記載してください。※　記載した後に受給者証のコピーを保管し、常に受給資格、記載内容を確認できるようにしておいてください。→「項目18受給資格の確認」を参照 |
| (2)　契約支給量の総量は、当該給付決定保護者の支給量を超えていませんか。 | はいいいえ |
| (3)　サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告していますか。 | はいいいえ |
| (4)　受給者証記載事項に変更があった場合に、（1）から（3）に準じて取り扱っていますか。 | はいいいえ |
| １５提供拒否の禁止共通 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。 | はいいいえ | 条例第16, 85,98,103条省令第14,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(4) |
| ※　提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおりです。①　利用定員を超える利用申込みがあった場合②　入院治療の必要がある場合　③　当該事業所のサービスの主たる対象とする障害の種類が異なる場合、その他障害児に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合等 |
| １６連絡調整に対する協力共通 | サービスの利用について、市町村又は障害児相談支援事業者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 | はいいいえ | 条例第17, 85,98,103条省令第15,71,71の14,79条 |
| １７サービス提供困難時の対応共通 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、障害児に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合は、適当な他の事業所等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | はいいいえ | 条例第18, 85,98,103条省令第16,71,71の14,79条 |
| １８受給資格の確認共通 | サービスの提供を求められた場合は、保護者の提示する通所受給者証によって、通所給付決定の有無、サービスの種類、通所給付決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。 | はいいいえ | 条例第19, 85,98,103条省令第17,71,71の14,79条 |
| １９障害児通所給付費の支給の申請に係る援助共通 | (1)　通所給付決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに障害児通所給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第20, 85,98,103条省令第18,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(8) ①.② |
| (2)　通所給付決定に通常要する期間を考慮し、通所給付決定の有効期間の終了に伴う障害児通所給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 | はいいいえ |
| ２０心身の状況等の把握共通 | サービスの提供に当たり、障害児の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第21, 85,98,103条省令第19,71,71の14,79条 |
| ２１指定障害児通所支援事業者等との連携等共通 | (1)　サービスの提供に当たり、市町村、他の障害福祉サービス事業者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第22, 85,98,103条省令第20,71,71の14,79条 |
| (2)　サービスの提供の終了に際して、障害児又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、上記（1）の関係機関・事業者との密接な連携に努めていますか。 | はいいいえ |
| ２２身分を証する書類の携行居訪保訪 | 従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び障害児又は保護者その他の当該障害児の家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導していますか。 | はいいいえ該当なし | 条例第95,103条省令第71の11,79条解釈通知　第六の3(1) |
| ※　障害児等が安心してサービスの提供を受けられるよう、従業者に身分を明らかにする証書や名札等を携行させ、保護者等から求められたときは、これを提示する旨を指導しなければなりません。※　この証書等には、事業所の名称、当該従業者の氏名を記載するものとし、写真の貼付や職能の記載を行うことが望ましい。 |
| ２３サービの提供の記録共通 | (1)　サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。 | はいいいえ | 条例第23, 85,98,103条省令第21,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(10)① |
| ※　保護者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的な内容、利用者負担額等に係る必要な事項を記録しなければなりません。★　利用者の出欠状況、勤務した職員、活動内容など提供したサービスの具体的な内容等を、営業日の都度、記録に残してください。 |
| (2)　上記（1）の規定による記録に際しては、保護者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。 | はいいいえ | 解釈通知　第三の３(10)② |
| ※　サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、保護者からの確認を得なければなりません。★　日々利用の都度、保護者から押印・サイン等の方法により利用確認を受けてください。 |
| ２４保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等共通 | (1)　利用者負担額以外に保護者から金銭の支払いを求める場合、当該金銭の使途が直接通所している障害児の便益を向上させるものであって、保護者に支払いを求めることが適当であるものに限られていますか。 | はいいいえ | 条例第24, 85,98,103条省令第22,71,71の14,79条 |
| (2)　金銭の支払いを求める際は、当該金銭の使途、額及び支払いを求める理由を書面で明らかにし、保護者に対して説明を行い、同意を得ていますか。　※ 項目２５「利用者負担額の受領」(1)～(3)はこの限りではありません。 | はいいいえ |
| ２５利用者負担額の受領共通 | （1）　サービスを提供した際は、保護者から、利用者負担として定められた額の支払を受けていますか。共通※利用者負担額を減額または免除することは認められません。⇒「項目５1利益供与等の禁止」参照 | はいいいえ | 条例第25, 84,96,103条省令第23,70,71の12,79条解釈通知　第三の３(12)③ |
| (2)　法定代理受領を行わないサービスを提供した際は、保護者から利用者負担額のほか、サービスに係る基準額による障害児通所給付費の支払いを受けていますか。共通 | はいいいえ |
| (3)-1　上記（1）、（2）の支払を受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を通所給付決定保護者から受けていますか。児発 放デ一　食事の提供に要する費用（児童発達支援センターに限る。）二　日用品費三　サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、　日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの | はいいいえ |
| ≪参照≫「障害児通所支援又は障害児入所支援における日常生活に要する費用の取扱いについて」（H24.3.30障発0330第31号厚生労働省通知)○　給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められません。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要があります。○　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、保護者等に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければなりません。○　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければなりません。○　「その他の日常生活費」の具体的な範囲は次のとおりです。(1) 身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合の費用(2) 教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合の費用 |
| (3)-2　上記(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、保護者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域においてサービスを提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を保護者から受けていますか。児発 放デ | はいいいえ |
| (4)　上記(1)から(3)の費用の額の支払を受けた場合に、保護者に対し領収証を交付していますか。共通 | はいいいえ |
| (5)　上記(3)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得ていますか。共通 | はいいいえ |
| ２６通所利用者負担額に係る管理共通 | 通所給付決定に係る障害児が同一の月に他の事業者等が提供するサービスも受けた場合において、障害児の保護者から依頼があったときは、当該サービス及び当該他のサービスに係る通所利用者負担額の合計額（通所利用者負担額合計額）を算定していますか。この場合において、通所利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該保護者及び当該他のサービス提供事業者等に通知していますか。 | はいいいえ | 条例第26, 85,98,103条省令第24,71,71の14,79条 |
| ２７障害児通所給付費の額に係る通知等共通 | (1)　法定代理受領により障害児通所給付費の支給を受けた場合に、保護者に対し、給付費の額を通知していますか。 | はいいいえ | 条例第27 85,98,103条省令第25,71,71の14,79条 |
| ★　通知は給付費の受領日以降に発出してください。★　通知には、通知日、サービス利用月（必要に応じて利用の内訳）、給付費の受領日・給付額などを記載します。 |
| (2)　法定代理受領を行わないサービスの提供に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を保護者に交付していますか。 | はいいいえ |
| ２８サービスの取扱方針共通 | (1)　事業者は、個別支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮していますか。 | はいいいえ | 条例第28, 85,98,103条省令第26,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(15)②解釈通知　第三の３(15)③解釈通知　第三の３(15)④ |
| (2)　従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、保護者及び障害児に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　支援上必要な事項とは、個別支援計画の目標及び内容のほか、行事及び日課等も含むものです。 |
| (3)　事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。 | はいいいえ |
| ※　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたものです。 |
| (4)　上記(3)の規定により、その提供するサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者の評価を受けて、その改善を図っていますか。児発 放デ①障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況②従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況③事業の用に供する設備、備品等の状況④関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況⑤障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況⑥緊急時等における対応方法及び非常災害対策⑦サービス提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況 | はいいいえ |
| ※　サービスの質の評価及び改善を行うため、事業所が自ら評価を行うとともに、事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければなりません。※　当該評価及び改善を図るに当たっては、厚生労働省が定めるガイドラインを参考にしてください。 |
| ≪参照≫「児童発達支援ガイドライン」（平成29年7月厚生労働省保健福祉部長通知）「放課後等デイサービスガイドライン」（平成27年4月厚生労働省保健福祉部長通知） |
| (5)　おおむね1年に1回以上、上記（4）の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表していますか。児発 放デ | はいいいえ |
| (6)　(5)の公表について、市へ届け出ていますか。（届出がされていない場合は減算することとなります。）※　届出年月日を記載してください届出年月日　　　　年　　　　月　　　　日 | はいいいえ |
| ２９個別支援計画の作成等共通 | (1)　管理者は、児童発達支援管理責任者に、個別支援計画（通所支援計画）の作成に関する業務を担当させていますか。 | はいいいえ | 条例第29, 85,98,103条省令第27,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(16)①解釈通知　第三の３(16)② |
| ※　個別支援計画には次の事項等を記載してください。[ ] 保護者及び障害児の生活に対する意向[ ] 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期[ ] 生活全般の質を向上させるための課題[ ] サービスの具体的内容（行事や日課等も含む）[ ] サービスを提供する上での留意事項　等※　計画の様式は事業所毎に定めるもので差し支えありません。※　個別支援計画は、障害児の能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行うとともに、相談支援事業者等が作成した障害児支援利用計画を踏まえて、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容の検討に基づいて立案されるものです。 |
| (2)　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて、保護者及び障害児の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）を行い、障害児の発達を支援する上での適切な支援内容を検討していますか | はいいいえ |
| ※　児童発達支援管理責任者は次の手順により支援を実施します。①担当者等会議を開催し、計画原案について意見を求める。②計画を保護者及び障害児に説明し、文書で同意を得る。③保護者へ計画を交付する。④計画の実施状況を確認しながら、見直すべきかを検討する。 |
| (3)　児童発達支援管理責任者は、アセスメントに当たっては、保護者及び障害児に面接していますか。この場合において、面接の趣旨を保護者及び障害児に対して十分に説明し、理解を得ていますか。 | はいいいえ |
| (4)　児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、保護者及び障害児の生活に対する意向、 障害児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの具体的内容、 サービスを提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成していますか。この場合において、障害児の家族に対する援助及び、当該事業所が提供するサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置付けるよう努めていますか。 | はいいいえ |
| (5)　児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児に対するサービスの提供に当たる担当者等を招集して行う会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めていますか。 | はいいいえ |
| ＜個別支援計画作成に係る会議開催の内容＞

|  |  |
| --- | --- |
| 会議名 |  |
| 会議開催時期 | ・新規利用者の場合　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）・その他の場合　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 参加者 | (職種等) |

 |
| (6) 児童発達支援管理責任者は、保護者及び障害児に対し、個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| (7) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画を作成した際に、計画を保護者に交付していますか。 | はいいいえ |
| （8) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成後、計画の実施状況の把握（モニタリング）（障害児についての継続的なアセスメントを含む）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行っていますか。 | はいいいえ |
| (9) 児童発達支援管理責任者は、モニタリングに当たっては、保護者との連絡を継続的に行い、特段の事情がない限り、①定期的な保護者及び障害児との面接、②定期的なモニタリングの結果の記録、を行っていますか。 | はいいいえ |
| (10) 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画に変更があった場合は、（2）から（7）に準じて取り扱っていますか。 | はいいいえ |
| ★ 実地指導での指導事例①　個別支援計画を作成していない。（期限切れを含む）…直ちに減算対象となります。②　個別支援計画を６月に１回以上、見直していない。③　個別支援計画を保護者に交付していない。④　個別支援計画の原案に、保護者及び障害児の同意を得ていない。※　②～④も適切に行われなければ減算となります。 |
| ３０児童発達支援管理責任者の責務共通 | 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成業務のほか、次に掲げる業務を行っていますか。1. 次の「項目31相談及び援助」に規定する支援を行うこと

②他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと | はいいいえ | 条例第30, 85,98,103条省令第28,71,71の14,79条 |
| ３１相談及び援助共通 | 常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、障害児又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第31, 85,98,103条省令第29,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(18) |
| ※　常時必要な相談及び援助を行い得る体制を取ることにより、積極的に障害児の生活の質の向上を図ることを趣旨とするものです。 |
| ３２指導、訓練等共通 | (1) 障害児の心身の状況に応じ、障害児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第32, 85,98,103条省令第30,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(19)①解釈通知　第三の３(19)② |
| ※　サービスの提供に当たっては、個別支援計画に基づき、日常生活における基本的な習慣の確立や社会生活での適応性を目指し、さらに地域での生活を念頭において行うことが基本であり、障害児の心身の状況に応じて、適切な技術を持って指導、訓練を行ってください。※　指導、訓練等の実施に当たっては、障害児の人格に十分配慮して実施するものとします。 |
| (2) 障害児が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるよう、あらゆる機会を通じて支援を行っていますか。 | はいいいえ |
| (3) 障害児の適性に応じ、障害児ができる限り健全な社会生活を営むことができるよう、より適切に指導、訓練等を行っていますか。 | はいいいえ |
| (4) 常時1人以上の従業者を指導、訓練等に従事させていますか。 | はいいいえ |
| ※　適切な訓練を行うことができるように従事する従業者の勤務体制を定めておくとともに、少なくとも常時1人以上の従業者を従事させることを規定したものです。 |
| (5) 障害児に対して、保護者の負担により当該事業所の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせていませんか。 | はいいいえ |
| ３３食事センター | （1）　児童発達支援センターにおいて、障害児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、障害児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっていますか。 | はいいいえ | 条例第33条省令第31 |
| （2）　食事は(1)の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに障害児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっていますか。 | はいいいえ |
| (3)　調理は、あらかじめ作成された献立に従って行っていますか。 | はいいいえ |
| (4)　事業所においては、障害児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めていますか。 | はいいいえ |
| ３４社会生活上の便宜の供与等共通 | (1)　教養娯楽設備等を備えるほか、適宜障害児のためのレクリエーション行事を行っていますか。 | はいいいえ | 条例第34, 85,98,103条省令第32,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(21)①解釈通知　第三の３(21)② |
| ※　画一的な支援を行うのではなく、障害児の年齢や発達段階に応じた教養娯楽設備を備えるほか、スポーツ、文化的活動等のレクリエーション行事を行うこと。 |
| (2)　常に障害児の家族との連携を図るよう努めていますか。 | はいいいえ |
| ※　障害児の家族に対し、事業所の会報の送付、事業所が実施する行事への参加の呼びかけ等によって障害児と家族が交流できる機会等を確保するよう努なければなりません。 |
| ３５健康管理センター | 1. 常に障害児の健康管理の把握に努め、障害児の健康状態に応じて健康保持のための適切な措置を行っていますか。
 | はいいいえ | 条例第35条省令第33条 |
| * 通所開始時の健康診断（少なくとも年2回）を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならなりません。

ただし、児童相談所等、学校における健康診断を受診している場合は、健康診断の全部又は一部を行わないことができます。その際には、その健康診断の結果の把握をしてください。　[ ] 　通所開始時に健康診断を行っている　[ ] 　児童相談所等、学校における健康診断結果を把握している（結果通知の確認等） |  | 解釈通知　第三の３(22)① |
| 1. 食事の提供にあたる従業者の健康診断については特に注意を払っていますか。
 | はいいいえ | 解釈通知　第三の３(22)② |
| ３６緊急時等の対応共通 | 現にサービスの提供を行っているときに、障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第36, 85,98,103条省令第34,71,71の14,79条解釈通知第三の３(23) |
| ＜緊急時に備えて日頃からできることの例＞・利用者の既往症や発作の有無などを把握。・緊急時の連絡方法（医療機関・家族等）や対応方法の整理・救急車や医療機関の情報提供など適切な対応ができるようにする。・過去の事例などから緊急時の具体的な対応方法をあらかじめ想定し、従業者で話し合っておき、マニュアル等に整理しておく。・救急用品を整備する、また応急手当について学んでおく。　　　等 |
| ３７喀痰吸引等共通 | (1)　介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士（資格証に行為が付記されていること）にのみ、これを行わせていますか。 | はいいいえ該当なし | 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2,48条の3同法施行規則26条の2,26条の3平成23年11月11日社援発1111第1号厚生労働省社会・援護局長通知「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について（喀痰吸引等関係） |
| **該当なしの場合、以下（２）～（９）の点検項目は記入不要。****次項目に進んでください。** |
| (2)　事業所を「登録特定行為事業者」「登録喀痰吸引等事業者」として県に登録していますか。（介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。） | はいいいえ |
| (3)　 介護福祉士（認定特定行為業務従事者）による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。　　また、指示書は次のとおりとなっていますか（該当項目にチェック）。　　□ 医師の指示書が保管されている。　　□ 指示書は有効期限内のものとなっている。 | はいいいえ |
| (4)　 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士（認定特定行為業務従事者）と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。 | はいいいえ |
| (5)　 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。 | はいいいえ |
| (6)　 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明し、文書による同意を得ていますか。 | はいいいえ |
| (7)　 実施した結果について、結果報告書の作成、看護師・医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。 | はいいいえ |
| (8)　 たん吸引等の実施に関する安全委員会を定期的に開催していますか。 | はいいいえ |
| (9)　 たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できるようにしていますか。 | はいいいえ |
| ３８保護者に関する市町村への通知共通 | 保護者が偽りその他不正な行為によって障害児通所給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 | はいいいえ該当なし | 条例第37, 85,98,103条省令第35,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(24) |
| ※　市町村は不正手段等により給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることに鑑み、事業者は、給付費の適正支給の観点から、遅滞なく市町村に意見を付して通知しなければなりません。 |
| ３９管理者の責務共通 | (1)　管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行っていますか。 | はいいいえ | 条例第38, 85,98,103条省令第36,71,71の14,79条解釈通知第三の３(25) |
| (2)　管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。 | はいいいえ |
| ４０勤務体制の確保等共通 | (1)　障害児に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めていますか。 | はいいいえ | 条例第40, 85,98,103条省令第38,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(27)① |
| ※　事業所ごとに、原則として月ごとに勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との業務関係等を明確にしてください。 |  |
| (2)　事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。※　障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。 | はいいいえ | 解釈通知　第三の３(27)②解釈通知　第三の３(27)③解釈通知　第三の３(27)④《Ｒ3新設》 |
| ※　原則として事業の従業者によってサービスを提供するべきであるが、障害児の支援に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものです。 |
| (3) 従業者の資質向上のために、研修の機会を確保していますか。 | はいいいえ |
| ＜研修（主な会議を含む）の回数・内容＞

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 前年度 | 本年度 | 研修等の主な内容 |
| 回 | 回 |  |

 |
| ※　研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保してください。★　事業所内研修は、従業者の定例会議と兼ねて勉強会や情報交換をするなど、なるべく計画的・定期的に実施してください。また、後日内容を確認したり、活用することができるよう、記録や資料を残しておいてください。 |  |
| （４）　適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止する方針の明確化等必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ |
| ※　事業所が講ずべき取組については次のとおりです。ａ　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発ｂ　相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備この他に被害者への配慮のための取組、被害防止のための取組（マニュアル策定、研修の実施等）を講ずることが望ましいです。※　中小企業（資本金が３億円以下又は常時使用する従業員の数が300 人以下の企業）は、令和４年４月１日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされています。 |
| ４１業務継続に向けた取組の強化について共通 | (１)　感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第40の2, 85,98,103条省令第38の2,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(28)《Ｒ3新設》 |
| ※　業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。ア 感染症に係る業務継続計画ａ 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）ｂ 初動対応ｃ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）イ 災害に係る業務継続計画ａ 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）ｂ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）ｃ 他施設及び地域との連携※　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 |
| （２）　従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※　他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えないです。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携して取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加するよう努めてください。 |
| （３）　事業者は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | はいいいえ |
| ４２定員の遵守児発放デ | (1)　利用定員は10人以上となっていますか。※　主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、利用定員を5人以上とすることができます。 | はいいいえ | 条例第13,83,106条省令第11,69,82条解釈通知　第三の３(1) |
| ※　全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上となります。 |
| * 多機能型事業所の利用定員特例

多機能型事業所（指定通所支援の事業のみを行う多機能型事業所に限る）の利用定員の合計数は全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上（主として重症心身障害児を通わせる事業所にあっては、利用定員を5人以上）とすることができます。 | 解釈通知　第八の３(1) |
| (2)　利用定員及び指導訓練室の定員を超えて、サービスの提供を行っていませんか。※ 災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。 | はいいいえ | 条例第41,85条省令第39,71条解釈通知　第三の３(29) |
| ※　次に該当する利用定員を超えた受入については、適正なサービスの提供が確保されることを前提とし、地域の社会資源の状況等から新規の利用者を受け入れる必要がある等やむを得ない事情が存在する場合に限り、可能となります。①　1日当たりの利用者の数　・定員50人以下：定員×150/100 以下　・定員51人以上：(定員－50)×125/100＋75 以下②　過去3月間の利用者の数　・定員12人以上：定員×開所日数×125/100 以下　・定員11人以下：（定員＋3）×開所日数 以下★　①②の基準を超えた利用は報酬減算（30％減算）の対象となります。　→「項目59(7) 定員超過利用減算」を参照 |
| ４３非常災害対策児発放デ | （1）　事業所は消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。 | はいいいえ | 条例第42,85条省令第40,71条解釈通知　第三の３(30) |
| ※　非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなりません。　　　関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。　　　なお、「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則第３条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画の策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください。　　　この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第８条の規定により防火管理者を置くこととされている指定特定施設にあってはその者に行わせるものとします。また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設においては、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等を行わせるものとします。 |
| (2)　非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予測される非常災害の種類に応じたものとしていますか。 | はいいいえ | 条例第42条2,85条【独自基準（市）（県）】 |
| ※ 市・県の独自基準では、非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、事業所ごとに発生することが予想される非常災害の種類に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にしています。 |
| （３）　訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めていますか。 | はいいいえ | 解釈通知　第三の３(30)⑤条例第42条4,85条 |
| ※　非常災害時には事業所の従業員のみでは十分な対応ができない事態も想定されることから、避難、救出その他必要な措置に関する訓練について、消防機関のほか、近隣住民及び地域の消防団、ボランティア組織、連携関係にある施設等の関係機関と連携して実施することにより、非常災害時に円滑な協力が得られる体制づくりを求めることとしています。 |
| （４）　非常災害の際に利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めていますか。 | はいいいえ | 条例第42条5,85条【独自基準（市）（県）】 |
| ※　（４）の独自基準では、大規模災害の発生時においては、水道、電気等の供給停止や交通インフラの寸断などによる物資の遅配が想定されることから、利用者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うことにより、非常災害への備えの強化を図るものです。入所施設における飲料水及び食糧は、甲府市地域防災計画で社会福祉施設において必要とされている３日分程度の備蓄に努めるものとします。また、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の例としては、衛生用品（おむつ等）、医薬品、毛布、シート類、簡易トイレ、照明器具、熱源（調理用等）、発電機等が挙げられます。通所による利用者に対する備えについては、当該事業所における利用者の状況、居宅の場所等を勘案し、帰宅が困難となる者を想定して行うものとします。　 |
| ※　非常災害対策については「社会福祉施設等における非常災害対策計画策定の手引」（平成２９年３月　山梨県福祉保健部）等を参考としてください。 |
| ４４衛生管理等共通 | (1)　障害児の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。また、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | はいいいえ | 条例第43, 85,98,103条省令第41,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(31)《Ｒ3見直し》 |
| （２）　事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じていますか。　①　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　感染症及びまん延の防止のための指針を整備していますか。　③　従業者に対し感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※　感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。※　専任の感染対策を担当する者（以下「感染対策担当者」という。）を決めてください。※　感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね６月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催してください。※　感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することができます。また、他のサービス事業者との連携等により行うことも可能です。※　「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定してください。（平常時の対策としては、衛生管理（環境の整備等）、支援にかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。）※　発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備してください。※　事業所が定期的な教育（年１回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。※　実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年１回以上）に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施してください。※　３年間の経過措置を設けており、令和６年３月31 日までの間は、努力義務とされています。※　感染症又は食中毒の発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保ってください。※　特に新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、発生防止等に関する通知に基づき適切な措置を講じてください。※　以下の通知等に基づき、感染症の発生及びまん延を防止するための措置を徹底してください。・「社会福祉施設等における感染症拡大防止のための留意点について(その２)」(令和２年４月７日厚労省通知)　1.感染症拡大防止に向けた取組(1)施設等における取組　(2)職員の取組　(3)ケア等の実施時の取組　2.感染者が発生した場合の取組　・「社会福祉施設等における感染症発生時に係る報告について」（平成17年2月22日厚労省通知）　・「社会福祉施設等における衛生管理の徹底について」（平成20年7月7日厚労省通知）　・「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日厚労省通知　別添）　・「インフルエンザ施設内感染予防の手引」（平成25年11月改定　厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室）　・「社会福祉施設におけるレジオネラ症防止対策について」（平成11年11月26日厚労省通知）　・「社会福祉施設等におけるレジオネラ症防止対策マニュアルについて」（平成13年9月11日厚労省通知）　・「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」（平成15年厚労省告示264）※　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めてください。※　手洗所等の共用のタオルは、感染源となり感染拡大の恐れがありますので、使用しないでください。 | 労働安全衛生法第66条 |
| (3)　従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　【従業者の健康診断】常時使用する労働者に対し、1年以内毎に1回（ただし、深夜業労働者等は6か月ごとに1回）、定期に、医師による健康診断を実施しなければなりません。 |
| ４５協力医療機関共通 | 障害児の病状の急変等に備えるため、協力医療機関を定めていますか。 | はいいいえ | 条例第44,85,98,103条省令第42,71,71の14,79条解釈通知第三の３(32) |
| ※事業所から近距離にあるのが望ましいです。 |
| ４６掲示共通 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況、その他利用申込者のサービスの選択に資する重要事項を掲示していますか。 | はいいいえ | 条例第45,85,98，103条省令第43,71,71の14,79条解釈通知第三の３(33) |
| ※　見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。※　従業者の勤務体制については、職種ごとの、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の名前まで掲示することを求めるものではありません。※　重要事項を記載したファイル等を利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで掲示に代えることができます。 |
| ４７身体拘束等の禁止共通 | (1)　サービスの提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 | はいいいえ | 条例第46, 85,98,103条省令第44,71,71の14,79条解釈通知第三の３(34) |
| (2)　やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。★　やむを得ず行う身体拘束等、本人の行動制限については、組織として慎重に検討し、個別支援計画にも記載して本人・家族に十分説明し、同意を得て行うものとし、本人の態様や措置の内容を記録してください。≪参照≫「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」 （平成30年6月改定版（厚労省）） | はいいいえ |
| （3）　身体拘束等の適正化を図るために次に掲げる措置を講じていますか。　①　身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底していますか。《Ｒ3見直し》　②　身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。　③　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。 | はいいいえ |
| ※　専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めてください。※　身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、医師、看護職員等の活用が考えられます。また、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能です。※　身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいですが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することができます。※　身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応は、次のようなことを想定しています。ア　身体拘束等について報告するための様式を整備すること。イ　身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、様式に従い、身体拘束等について報告すること。ウ 身体拘束適正化検討委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。※　「身体拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。ア　事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方イ　身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項ウ　身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針エ　事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針オ　身体拘束等発生時の対応に関する基本方針カ　利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ　その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針※　事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要です。また、研修の実施内容について記録してください。※　研修の実施に当たっては、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなすことができます。※　１年間の経過措置を設けており、令和４年３月３１日までの間は、努力義務とされています。 |
| ４８虐待等の禁止共通 | (1)　従業者は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしていませんか。 | はいいいえ | 条例第47, 85,98,103条省令第45,71,71の14,79条解釈通知第三の３(35)《Ｒ3見直し》 |
| ※　従業者による障害児に対する虐待等の行為を禁止したものです。 |
| （２）　虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じていますか。　①　虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。　②　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施していますか。　③　上記の措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。 | はいいいえ |
| ※　虐待防止委員会の役割は、下記のの３つがあります。・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）※　専任の虐待防止担当者（必置）を決め、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいです。なお、法人単位での委員会設置も可能です。※　虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問いませんが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底してください。※　虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要ですが、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営することができます。※　虐待防止のための対策について具体的には、次のような対応を想定しています。ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録し、報告すること。ウ 虐待防止委員会において、報告された事例を集計し、分析すること。エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。※　事業所は次のような項目を定めた「虐待防止のための指針」を作成することが望ましいです。ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針オ 虐待発生時の対応に関する基本方針カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針※　事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施してください。また、研修の実施内容について記録することが必要です。なお、研修の実施は、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えません。※　虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置してください。※　１年間の経過措置を設けており、令和4年３月31 日までの間は、努力義務とされています。 |
| ≪参照≫　児童虐待に該当する行為１　児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。２　児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。３　児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。４　児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 |  | 児童虐待の防止等に関する法律第２条 |
| ４９秘密保持等（個人情報提供の同意）共通 | 障害児入所施設等、障害福祉サービス事業者等、その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該障害児又はその家族の同意を得ていますか。 | はいいいえ | 条例第49, 85,98,103条省令第47,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(37)③ |
| ※　従業者が障害児の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したものです。※　この同意は、サービス提供開始時に保護者等から包括的な同意を得ておくことで足りるものです。★　個人情報保護方針等の説明にとどまらず、「個人情報提供同意書」等により書面で同意を得てください。 |
| ５０情報の提供等児発放デ | （1）　サービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用できるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行っていますか。★　障害児が円滑にサービス利用できるよう、事業者による事業情報の提供を義務付けたものです。 | はいいいえ | 条例第50,85条省令第48,71条 |
| （2）　事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとなってはいませんか。 | はいいいえ |
| (3)　独立行政法人福祉医療機構が運営する「障害福祉サービス等情報公表システム（ＷＡＭＮＥＴ）　」を通じ、障害福祉サービス等に係る情報を市長へ報告し、公表していますか。 | はいいいえ | 障法第76条の3 |
| ※　障害福祉サービス等の利用者やその家族が、サービスを提供する事業者を比較、検討し、障害特性に合ったより良い事業者を適切に選択することができるようにするため、障害福祉サービス等に係る情報公表制度が平成３０年４月より義務化されました。※　報告の期限は、報告年度の７月末日です。（４月１日以降、新規に指定を受けた事業者は、指定を受けた日から１か月以内）※　報告後に公表内容に変更が生じた場合は、随時変更内容を報告し、情報の更新を行ってください。 |  |
| ５１利益供与等の禁止共通 | (1)　障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 | はいいいえ | 条例第51, 85,98,103条省令第49,71,71の14,79条 |
| （2）　障害児相談支援事業者等、障害福祉サービスを行う者等又はその従業者から、障害児又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。 | はいいいえ |
| ※　障害児や保護者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘引行為等を行ってはなりません。【不適切な具体例】・利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与する。・障害福祉サービスの利用を通じて通常の事業所に雇用されるに至った利用者に対し祝い金を授与する。・障害福祉サービスの利用開始等に伴い利用者に祝い金を授与する。・利用者の就職を斡旋した事業所に対し金品の授与を行う。・利用者負担額を減額または免除する。 |  |  |
| ５２苦情解決共通 | (1)　提供したサービスに関する障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。※苦情受付体制を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 苦情受付担当者 | 職名 | 氏名 |
| 苦情解決責任者 | 職名 | 氏名 |
| 第三者委員 | 氏名 | 氏名 |
| 氏名 | 氏名 |

 | はいいいえ | 条例第52, 85,98,103条省令第50,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(39)① |
| ※　「必要な措置」とは、具体的に相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所等における苦情を解決するための措置を講ずることです。※　当該措置の概要については、保護者等にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましいとされています。 |
| ※　苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。 |
| （2）　苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していますか。 | はいいいえ |
| ※　苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたものです。※　苦情の受付日、苦情のポイントや対応案、対応結果を記載できる様式を定めることが必要です。※　苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。※　苦情解決の仕組みについては、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」（平成12年6月7日厚生省通知・平成29年3月7日一部改正）を参考にしてください。※　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきものです。 |  |
| (3)　提供したサービスに関し、法第21条の5の22第1項の規定により市長が行う次の事項に協力していますか。・　報告、帳簿書類その他の物件の提出、提示の命令　　・　当該職員からの質問・　事業所の設備、帳簿書類その他の物件の検査・　障害児又は保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査また、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | はいいいえ |
| (4)　市長から求めがあった場合は、（3）の改善内容を市長に報告していますか。 | はいいいえ |
| (5)　社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | はいいいえ |
| ５３地域との連携等共通 | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。 | はいいいえ | 条例第53, 85,98,103条省令第51,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(40) |
| ※　事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければなりません。 |
| ５４事故発生時の対応共通 | 1. 障害児に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速

やかに県、市町村、当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。 | はいいいえ | 条例第54, 85,98,103条省令第52,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(41) |
| ※　障害児が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村及び障害児の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じてください。 |
| (2)-1　事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | はいいいえ | 解釈通知　第三の３(41)①解釈通知　第三の３(41)② |
| ※　サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。※　事業所に児童体外式除細動器（AED）を設置することや救命救急講習を受講することが望ましいです。※　事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じてください。※　「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にしてください。 |
| (2)-2　事故対応マニュアルの作成、また、ヒヤリ・ハット事例を収集し対応策を検討するなど、事故防止に取り組んでいますか。 | はいいいえ |
| (2)-3　事故等が発生した場合、原因究明など再発防止策を、事業所の会議で話し合い、従業者に周知徹底していますか。 | はいいいえ |
| ≪参照≫「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」　（平成14年3月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省） |  |
| (3)-1　障害児に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。 | はいいいえ |
| ※　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。 |
| (3)-2　賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。 | はいいいえ |
| ※　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましい。 |
| ５５会計の区分共通 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、事業ごとに会計を区分していますか。 | はいいいえ | 条例第55, 85,98,103条省令第53,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(42) |
| ※　当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。 |
| ５６記録の整備共通 | (1)　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はいいいえ | 条例第56, 85,98,103条省令第54,71,71の14,79条解釈通知　第三の３(43) |
| ※　従業者、設備、備品及び会計等に関する諸記録は文書により整備しておくことが必要です。 |
| (2)　障害児に対するサービスの提供に関する次の記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年以上保存していますか。1. サービスの提供の記録（省令第21条）
2. 個別支援計画（省令第27条）
3. 保護者に関する市町村への通知に係る記録（項目38参照）

④　身体拘束等の記録（省令第44条）⑤　苦情の内容等の記録（省令第50条）⑥　事故の状況・処置の記録（省令第52条）従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | はいいいえ |
| ５７変更の届出等共通 | 事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した事業を再開したときは、１０日以内に市長（障がい福祉課）に届け出ていますか。 | はいいいえ | 法第21条の5の20 |
| ※　集団指導資料および甲府市ホームページに掲載している「変更届に係る添付書類一覧」の項目に掲載している事項に変更があった際には、必ず変更届を提出してください。 |
| ※　障害児通所給付費等の請求に関しては、報酬が増額するものについては算定する月の前月１５日までに届出が必要です。※　事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を市長（障がい福祉課）に届け出てください。 |
| **第４　障害児通所給付費等の算定基準** |
| ≪参照≫「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」　（平成24年厚生労働省告示第122号）　　　別表「障害児通所給付費等単位数表」 |
| ５８基本事項共通 | (1)　指定通所支援に要する報酬の額は、「別表障害児通所給付費等単位表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | はいいいえ | 告示一 |
| (2)　(1)の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | はいいいえ | 告示二留意事項通知第二の２(1) |
| (3)　障害児通所給付費について、同一日に複数の障害児通所支援や指定入所支援に係る報酬を算定していませんか。また、同一時間帯に児童福祉法に基づく障害児通所支援と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等に係る報酬を算定していませんか。 | はいいいえ |  |
| ※　指定入所支援に係る報酬については、1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから、指定入所支援を受けている障害児が当該入所施設から障害児通所支援を利用することについては、それらの障害児通所支援に係る所定単位数は算定できません。※　障害児通所支援の報酬を算定した場合、障害福祉サービスの居宅介護の報酬については当該障害児通所支援と同一時間帯でない限りにおいて算定可能です。※　同一日に他の障害通所支援の報酬は算定できません。 | 留意事項通知　第二の1(2) |
| ５９障害児通所給付費 | (1)　児童発達支援給付費　児発市に届け出た指定児童発達支援の単位において、サービスを行った場合に、障害児の障害種別及び利用定員に応じ、１日につき所定単位数を算定していますか。※ 体制届により報告した内容を記載してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ①延べ利用人数 | ②うち未就学児 | ②/①未就学児の割合 |
| 人 | 人 | ％ |

 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１注2平成24年厚生労働省告示第269号・2留意事項通知　第二の2(1)①(四) |
| 【報酬区分】　※主に重症心身障害児対象は除く。①　主に小学校就学前の障害児（未就学児）に対し指定児童発達支援を行う場合②　それ以外の場合※①②に医療的ケア児の基本報酬区分を設定　（判定スコアは40ページ参照） |
| ※　「主に小学校就学前の障害児に対し支援を行う場合」を算定する場合は、障害児のうち小学校就学前のものの占める割合が70％以上でなければなりません。 |
| （2)　放課後等デイサービス給付費　放デ学校に就学している障害児に対し、授業終了後又は休業日に、市に届け出た指定放課後等デイサービスの単位においてサービスを行った場合に、1日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第３の１ｲ,ﾛ,ﾊ第３の１注1,2 |
|

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ①延べ利用人数 | ②うち指標の対象児 | ②/①指標の対象児の割合 | 報酬区分 |
| 人 | 人 | ％ |  |

　　※ 体制届により報告した内容を記載してください。 |
| 【報酬区分】　※主に重症心身障害児対象は除く※医療的ケア児の算定区分を設定（判定スコアは40ページ参照）イ　授業の終了後にサービスを行う場合(1) 区分１（サービスの提供時間が３時間以上）(一)医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合(二)医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合(三)医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合(四) (一)から(三)まで以外の場合(2) 区分２（サービスの提供時間が３時間未満）(一)医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合(二)医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合(三)医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合(四) (一)から(三)まで以外の場合ロ　休業日にサービスを行う場合　(一)医療的ケア児（判定スコアで32点以上）の場合　(二)医療的ケア児（判定スコアで16点以上32点未満）の場合　(三)医療的ケア児（判定スコアで16点未満）の場合　(四) (一)から(三)まで以外の場合 |  | (平成24年厚生労働省告示第269号・8)《Ｒ３見直し》・医療的ケア児の基本報酬区分を設定留意事項通知　第二の2(3)①(一)～(二) |
| ※　ここでいう「提供時間」は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設置される単位の数を乗じた数となります。（例１）Ａ　標準的なサービス提供時間：4時間　　　　Ｂ　1日に設置される単位の数：1単位　　　　提供時間：Ａ×Ｂ＝4時間（例２）Ａ　標準的なサービス提供時間：2時間　　　　Ｂ　1日に設置される単位の数：2単位　　　　提供時間：Ａ×Ｂ＝4時間 |  |
| ※　極端な短時間（30分以下）のサービス提供については報酬（基本報酬及び加算）を算定しない。　　　ただし、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間を延ばす必要性を市町村が認めた就学児についてはこの限りではない。※　利用児童の体調不良等により結果的に短時間（３０分以下）のサービス提供となった場合は、欠席時対応加算（Ⅱ）の算定を可能とする。 |

　●　医療的ケア判定スコア（児童発達支援、放課後等デイサービス共通）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 医療的ケア判定　スコア | 基本スコア | 見守りスコア |
| 高 | 中 | 低 |
| ①人工呼吸器（NPPV、ﾈｲｻﾞﾙﾊｲﾌﾛｰ、ﾊﾟｰｶｯｼｮﾝﾍﾞﾝﾁﾚｰﾀｰ、排痰補助装置、　高頻度胸壁振動装置を含む） | １０ | ２ | １ | ０ |
| ②気管切開 | ８ | ２ | ０ |
| ③鼻咽頭エアウェイ | ５ | １ | ０ |
| ④酸素療法 | ８ | １ | ０ |
| ⑤吸引 | 口鼻腔・気管内吸引 | ８ | １ | ０ |
| ⑥利用時間中のネブライザー使用・薬液吸入 | ３ | ０ |
| ⑦経管栄養 | 経鼻腸管、経胃瘻腸管、腸瘻、食道瘻 | ８ | ２ | ０ |
| 経鼻胃管、胃瘻 | ８ | ２ | ０ |
| 持続経管注入ポンプ使用 | ３ | １ | ０ |
| ⑧中心静脈カテーテル | 中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など | ８ | ２ | ０ |
| ⑨その他の注射管理 | 皮下注射（インスリン、麻薬など） | ５ | １ | ０ |
| 持続皮下注射ポンプ使用 | ３ | １ | ０ |
| ⑩血糖測定 | 利用時間中の観血的血糖測定器 | ３ | ０ |
| 埋め込み式血糖測定器による血糖測定 | ３ | １ | ０ |
| ⑪継続する透析（血液透析、腹膜透析を含む） | ８ | ２ | ０ |
| ⑫排尿管理 | 利用時間中の間欠的導尿 | ５ | ０ |
| 持続的導尿（尿道留置カテ－テル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ） | ３ | １ | ０ |
| ⑬排便管理 | 消化管ストーマ | ５ | １ | ０ |
| 利用時間中の摘便、洗腸 | ５ | ０ |
| 利用時間中の浣腸 | ３ | ０ |
| ⑭痙攣時の管理 | 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動など | ３ | ２ | ０ |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ５９障害児通所給付費※続き５９障害児通所給付費※続き５９障害児通所給付費※続き５９障害児通所給付費※続き５９障害児通所給付費※続き | (3)　居宅訪問型児童発達支援給付費　居訪居宅訪問型児童発達支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第４の１注1 |
| (4)　保育所等訪問支援給付費　保訪保育所等訪問支援事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第５の１注1 |
| (5)　訪問支援員特別加算　居訪 保訪専門性の高い職員を配置するものとして市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第４の１注2第５の１注1の2 |
| ※　特別加算（専門職員が支援を行う場合）については、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業若しくはこれらに準ずる事業の従業者等又は障害児入所施設又はこれに準ずる施設の従業者等であって、次の①又は②のいずれかの職員が配置されているものとして市に届け出た事業所について加算するものです。①　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士若しくは看護職員の資格取得後又は児童指導員、児童発達支援管理責任者、サービス管理責任者若しくは心理指導担当職員として配置された日以後、障害児に対する直接支援の業務、相談支援業務等に5年以上従事した者②　障害児に対する直接支援の業務、相談支援の業務等に10年以上従事した者 | 留意事項通知　第二の２(4)①,(5)① |
| (6)　 定員超過利用減算　児発 放デ障害児の数が、次の①又は②のいずれかの定員超過利用に該当する場合、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）していますか。※　災害等やむを得ない事由での受入れを除く。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１注3(1)第３の１注5(1)平成24年厚生労働省告示第271号 |
| 【厚生労働大臣が定める基準及び割合】※　障害児の数の基準① 過去3月間の利用実績による減算の取扱い過去3月間の障害児の数の平均値が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該1月間について障害児全員分につき減算ア　利用定員11人以下　　　　　定員数に3を加えて得た数を超える場合イ　利用定員12人以上　　　　　定員数に100分の125を乗じて得た数を超える場合② 1日当たりの利用実績による減算の取扱い1日の障害児の数が、次のア又はイに定める場合に該当する場合、当該１日について障害児全員につき減算ア　利用定員50人以下　　　　　定員数に100分の150を乗じて得た数を超える場合イ　利用定員51人以上定員数から50を控除した数に100分の25を乗じて得た数に25を加えて得た数を超える場合[ ] 　1日当たり利用実績確認をしていますか（日誌・サービス提供表等）※　単位数に乗じる割合　　100分の70 |
| (7)　人員欠如減算従業者の員数が、指定通所基準の規定により配置すべき員数を下回っている場合（人員欠如）、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）していますか。 |  | 告示別表第１の１注3(1)第３の１注5(1)第４の１注3(1)第５の１注2(3) |
| (7)-1　サービス提供職員欠如減算　児発 放デ | 算定あり算定なし該当なし | 留意事項通知　第二の1(6) |
| ①　算定される単位数・　減算が適用される月から3月未満　100分の70・　減算の適用から3月目以降　　　 　100分の50②　減算の具体的取扱い配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算ア　1割を超えて欠如した場合　→　その翌月から算定イ　1割の範囲内で欠如した場合、常勤又は専従など従業者の員数以外の要件を満たしていない場合　→　その翌々月から算定※　従業者の異動等で基準を満たさなくなっている場合がありますので、従業者の異動等あった際は基準を満たしているかを確認するようにしてください。※　配置すべき員数に障害福祉サービス経験者を含めている場合、令和５年３月３１まで、障害福祉サービス経験者が欠如した場合も減算の対象になります。→「項目５－１　従業者の員数等」参照 |
| (7)-2　児童発達支援管理責任者欠如減算　共通 | 算定あり算定なし該当なし | 留意事項通知　第二の1(6) |
| ①　算定される単位数・　減算が適用される月から５月未満　100分の70・　減算の適用から５月目以降　　　　100分の50②　減算の具体的取扱い人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、障害児全員について減算　→　その翌々月から算定　[ ] 　専任かつ常勤となっていますか |
| (8)　個別支援計画未作成減算　共通サービスの提供に当たって、個別支援計画が作成されていない場合に、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第１の１注3(2)第３の１注5(2)第４の１注3(2)第５の１注2(1)留意事項通知　第二の1(7) |
| 【算定される割合】・　減算が適用される月から3月未満　100分の70・　減算の適用から3月目以降　 　　　100分の50 |  |
| ※　次のいずれかに該当する月から、当該状態が解消されるに至った月の前月まで、該当する障害児につき減算します。(一) 児童発達支援管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。(二) 指定基準に規定する個別支援計画に係る一連の業務（計画作成・保護者等への説明・文書による同意・計画を交付）が適切に行われていない。 |
| (9)　自己評価結果等未公表減算　児発 放デ提供するサービスの質の評価及び改善の内容（自己評価結果等）について、指定通所基準の規定に基づき公表したものとして市に届け出ていない場合（市への提出期限内に未届）に、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１注3(3)第３の１注5(3) |
| 【算定される割合】　　　100分の85→「項目28(5) (6) サービスの取扱方針」参照 |
| (10)　同一日に複数支援した場合の減算　保訪保育所等訪問支援事業所において、同一日に同一場所で複数の障害児にサービスを提供した場合に、次に掲げる割合を所定単位数に乗じて算定（減算）していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第５の1注2(2) |
| 【算定される割合】　　　　　　　　　　　　100分の93 |  |  |
| (11)　開所時間減算　児発 放デ営業時間が、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、所定単位数に別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た額を算定していますか。営業時間の時間数が、次の①又は②いずれかに該当する場合に、所定単位数に厚生労働大臣が定める割合を乗じて算定（減算）していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１注4第３の１注5平成24年厚生労働省告示第271号・1留意事項通知　第二２.(1)①(六),(3)①(四) |
| 【厚生労働大臣が定める基準及び割合】①　営業時間が4時間以上6時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く）　　　100分の85②　営業時間が4時間未満の場合（放課後等デイサービスにおける授業終了後に行う場合を除く）　　　　　　　　 　　100分の70 |
| ※　「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれません。※　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、6時間以上開所しているが障害児の事情等によりサービス提供時間が6時間未満となった場合でも減算の対象となりません。 |
| (12)　特別地域加算　居訪 保訪居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援事業所において、別に厚生労働大臣が定める地域の利用者※に対して、事業所の訪問支援員がサービスを行った場合に、1回につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。　　【算定される割合】　　　　　　　　　　　　100分の15※　・居訪 → 中山間地域等に居住している障害児　 　　　　・保訪 → 中山間地域等にある保育所等　　　※　対象者は受給者証にその旨が記載されます。（記載確認） | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第４の１注4第５の１注3留意事項通知　第二の2(4)②,(5)② |
| ※　運営規程に規定する通常の事業の実施地域を越えてサービスを提供した場合、指定基準で規定する交通費の支払いを受けることはできません。→「項目25(3)-2利用者負担額等の受領」参照 |
| (13)　身体拘束廃止未実施減算　共通やむを得ず身体拘束等を行うに際して、指定通所基準の規定に基づき求められる記録が行われていない場合に、次に掲げる単位を所定単位数から減算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第１の１注5第３の１注6第４の１注5第５の１注4 |
| 【減算される単位】　　　1日につき　5単位→「項目47身体的拘束等の禁止」参照（⑶　身体拘束等の適正化の基準に満たない場合は、令和５年４月から減算となります。） |
| (14)　児童指導員等加配加算　児発 放デ常時見守りが必要な障害児への支援や、障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、給付費の算定に必要となる従業者の員数に、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を加配しているものとして市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、利用定員に応じ、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１注8第３の１注7 |
| 【加配する従業者】①　理学療法士等　・　理学療法士　・作業療法士　・言語聴覚士　・　保育士　・心理指導担当職員　・視覚障害学科履修者等　・　手話通訳士及び手話通訳者②　児童指導員等　・　児童指導員　・　強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者③　その他の従業者（上記以外の直接処遇職員） |
| □ 児童指導員等加配加算（Ⅰ）基本報酬の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等、児童指導員等又はその他の従業者を1以上（常勤換算による算定）配置 | 算定あり算定なし該当なし | 留意事項通知　第二の2(1)④ |
| ※　①又は②を配置するものとして算定する場合にあっては、基本報酬の算定に必要となる従業者の員数と、加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。（センターを除く）※　基本報酬を算定していること。　　[ ] 　個別支援計画が策定されている。　　[ ] 　サービス提供時間を通して加配している。（日毎に加配が必要） | ≪Ｒ3見直し≫児童指導員等加配加算（Ⅱ）は廃止となりました |
| （15）　専門的支援加算　　児発 放デ　　集団生活への適応や他者との関係性の構築のために専門的で個別的な支援が必要な場合、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等（※）（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理指導担当職員・視覚障害学科履修者、手話通訳士、手話通訳者を１名以上加配（常勤換算による算定）しているものとして市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、１日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。（※）　児童発達支援では、児童福祉事業について５年以上経験のある保育士・児童指導員も含まれます。　　　　 | はいいいえ | 告示別表第１の１注9第３の１注8《Ｒ3新設》留意事項通知　第二の2(3)③ |
| (16)　看護職員加配加算　児発 放デ別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、看護職員加配加算として、1日につき定められた単位数を所定単位数に加算していますか。※主として重症心身障害児を通わせる事業所以外の事業所においては加算できません。＜主として重症心身障害児を通わせる事業所＞ | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１注10第３の１注9新しい医療的ケア判定スコアは、Ｐ40を参照してください。留意事項通知　第二の２(1)④の3(一)(平成24年厚生労働省告示第269号・3ｲ)留意事項通知　第二の２(1)④の3(二)(平成24年厚生労働省告示第269号・3ロ) |
| □ 看護職員加配加算（Ⅰ）【厚生労働大臣が定める施設基準】(1) 指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を１名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が４０点　以上であるものとして市に届け出ること。(2) 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。 |
| □ 看護職員加配加算（Ⅱ）【厚生労働大臣が定める施設基準】(1) 指定通所基準に定める員数に加え、看護職員を２名以上配置（常勤換算による算定）し、医療的ケア児のそれぞれの医療的ケアスコアを合計した数が７２点　以上であるものとして市に届け出ること。(2) 医療的ケアが必要な障害児に対して支援を提供することができる旨を公表していること。なお、公表方法については、インターネットの利用その他の方法により広く公表するものであること。 |
| ６０初回加算保訪 | 事業所において、新規に個別支援計画を作成した障害児に対して、当該事業所の訪問支援員が初めて又は初回のサービスを行った日の属する月にサービスを行った際に児童発達支援管理責任者が同行した場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第５の１の２留意事項通知　第二の2(5)③ |
| ※　利用の初期段階においては、訪問先等との連絡調整等に手間を要することから、支援の開始月において算定できるものであること。ただし、当該障害児が過去6月間に、当該事業所を利用したことがない場合に限り算定できます。※　児童発達支援管理責任者が同行した場合については、同行訪問した旨を記録するものとする。この場合において、当該児童発達支援管理責任者は、サービスの提供に要する時間を通じて滞在することは必ずしも必要ではなく、障害児の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても、算定は可能です。[ ] 　支援開始月に算定している。[ ] 　過去6月間に当該事業所の利用をしていない。[ ] 　児童発達支援管理責任者が同行した場合の同行訪問の旨の記録をしている。 |  |
| ６１家庭連携加算児発放デ保訪 | 事業所に置くべき従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得て、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合に、１月につき４回を限度として、その内容のサービスを行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の２第３の２第５の１の３留意事項通知　第二の2(1)⑤《Ｒ3見直し》 |
| ※　保護者に対し、障害児の健全育成を図る観点から、あらかじめ保護者の同意を得た上で障害児の居宅を訪問し、相談援助等を行った場合に、１回の訪問に要した時間に応じ算定するものです。　　（イ）１時間未満　　　　（ロ）１時間以上※　保育所又は学校等の障害児が長時間所在する場所において支援を行うことが効果的と認められる場合について、当該保育所等及び保護者の同意を得た上で当該保育所等を訪問し、相談援助等の支援を行った場合にこの加算を算定して差し支えありません。※　この場合、保育所等の職員（当該障害児に対し、常時接する者）との緊密な連携を図ってください。★　相談援助等の内容は記録として残してください。※　訪問支援特別加算を家庭連携加算に統合されました　　　　　　　　　（訪問支援特別加算は廃止） |
| ６２事業所内相談支援加算児発放デ | 事業所において従業員が、個別支援計画に基づき、あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合に、１月につき１回を限度（Ⅰ、Ⅱそれぞれ月１回）として、所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の２の２第３の２の２留意事項通知　第二の2(1)⑥《Ｒ3見直し》 |
| ※　相談援助を行った場合は、相談援助を行った日時及び相談内容の要点に関する記録を行ってください。※　相談援助は、必ずしも事業所内で行う必要はありませんが、障害児及びその家族等が相談しやすいよう周囲の環境等に十分配慮してください。※　相談援助が児童発達支援（放課後等デイサービス）を受けている時間と同一時間帯である場合も算定可とします。ただし、この場合に相談援助を行っている従業者は、支援の提供にあたる者からは除かれます。※　相談援助の内容から、障害児を同席させることが望ましくない場合等、保護者のみを対象としても、障害児への療育に関する相談援助が可能な場合は、保護者のみに相談援助を行うことをもって算定できるものとします。※　障害児に児童発達支援（放課後等デイサービス）を行った日と異なる日に相談援助を実施した場合も算定できるものとします。※　児童発達支援（放課後等デイサービス）を提供していない月においては算定できないものとします。 |
| （1）　事業所内相談支援加算（Ⅰ）（個別）あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及びその家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を行った場合に月１回に限り算定する。　※　次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。ア　相談援助が３０分に満たない場合イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅱ)を算定している場合　※　相談援助の内容は記録として残してください。 | 算定あり算定なし該当なし |
| （2）　事業所内相談支援加算（Ⅱ）（グループ）　　　あらかじめ通所給付決定保護者の同意を得た上で、障害児及び　その家族等に対して、障害児への療育に関する相談援助を、当該　障害者以外の障害児及びその家族等と合わせて行った場合に月１　回に限り算定する。※　次のア又はイのいずれかに該当する場合を除く。ア　相談援助が３０分に満たない場合イ　同一日に相談援助を行い、家庭連携加算又は事業所内相談支援加算(Ⅰ)を算定している場合※　相談援助を行う対象者は、２人から８人までを１組として行　　　うものとする。なお、障害児及びその家族等が、同一世帯から複数人参加する場合は１として数えるものとする。※　相談援助の内容は記録として残してください。 |
| ６３食事提供加算センター | 1. 児童発達支援センターにおいて、通所給付決定保護者が一定の収入以下（中間所得層）である場合に、通所給付決定障害児に対しサービスの提供を行った場合に1日につき所定単位数を加算していますか。
 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の３ |
| 1. 児童発達支援センターにおいて、通所給付決定保護者が一定の収入以下（低所得者等）である場合に、通所給付決定障害児に対しサービス提供を行った場合に1日につき所定単位数を加算していますか。
 | 算定あり算定なし該当なし |
| 　[ ] 　　児童発達支援センター内の調理室を使用して、施設が自ら調理し提供している。　[ ] 　　食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託している。　[ ] 　　施設内の調理室を使用し調理している。（委託）　[ ] 　　外部搬入（施設外で調理し搬入）していないか。　[ ] 　　出前、市販の弁当を購入し提供していないか。　[ ] 　　１日につき算定している。（複数回食事の提供をした場合でも1日の算定） |
| ６４通所施設移行支援加算居訪 | 居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者が、サービスを利用する障害児に対して、児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所又は指定障害福祉サービス事業所に通うための相談援助及び連絡調整を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第４の２留意事項通知　第二の2(4)③ |
| ※　サービスを利用する障害児が通所支援事業所に移行していくため、移行先との連絡調整や移行後に障害児及びその家族等に対して相談援助を行った場合に加算するものです。※　本加算の対象となるサービスを行った場合は、サービスを行った日及びサービスの内容の要点に関する記録を残してください。[ ] 　　１回以上算定していない。[ ] 　　支援を行った日及び支援の内容の要点に関する記録を残している。 |
| ６５利用者負担上限額管理加算共通 | 保護者から依頼を受け、指定基準第24条の規定により、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の４第３の３第４の３第５の２留意事項通知　第二の2(1)⑧ |
| ※　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは、利用者が、利用者負担額合計額の管理を行う事業所等以外の障害児通所支援又は障害福祉サービスを受けた際に、上限額管理を行う事業所等が保護者の負担額合計額の管理を行った場合をいいます。※　負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としません。※　R元10月～無償化対象児童（満3歳になって初めての4/1～3年間）は加算の対象外 |
| ６６福祉専門職員配置等加算児発放デ | 指定基準の規定により置くべき児童指導員若しくは障害福祉サービス経験者として常勤で配置されている従業者のうち、一定の条件に該当するものとして市に届け出た事業所において、サービスを行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の５第３の４留意事項通知第二の2(1)⑨ |
| □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）常勤の従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合　　　　　　　100分の35以上 |
| □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）常勤の従業者のうち社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師であるものの割合　　　　　　　100分の25以上 |
| □ 福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）次のいずれかに該当するもの(1)　児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者のうち常勤配置の割合　　　　　　　　　　　　　　　　　100分の75以上(2)　児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者として常勤配置されている従業者のうち、3年以上従事しているものの割合　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　100分の30以上* 多機能型事業所等

当該事業所における全てのサービス種別の直接処遇職員を合わせて要件を計算し、当該要件を満たす場合は全ての障害児に対して加算を算定します。 |
| ６７欠席時対応加算児発放デ | （1）　欠席時対応加算（Ⅰ）　児発　放デサービスを利用する障害児が、あらかじめ事業所の利用を予定した日に、急病等により利用を中止した場合において、従業者が、障害児又は家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該障害児等の状況、相談援助の内容等を記録した場合に、１月につき４回を限度として、所定単位数を算定していますか。※　重症児対象の場合、１月の利用者数が定員の８０％に満たない場合は、１月に８回を限度として算定可。 | はいいいえ該当なし | 告示別表第１の７第３の５留意事項通知　第二の2(1)⑪《Ｒ3見直し》・短時間のサービス利用に算定留意事項通知　第二の2(1)⑪の2 |
| ※　急病等により利用を中止した日の前々日、前日又は当日に中止の連絡があった場合について算定可能とします。※　「利用者又はその家族等との連絡調整その他の相談支援を行う」とは、電話等により当該利用者の状況を確認し、引き続き当該支援の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、当該相談援助の内容を記録することであり、直接の面会や自宅への訪問等を要しません。※　「欠席」の記録のみでは算定できません。利用者名・連絡受付日・中止日・中止理由に加え、相談援助として行った内容を記録してください。（内容を記載できる様式を作成し、専用のファイル等で残しておくことをお勧めしています。） |
| （2）　欠席時対応加算（Ⅱ）　放デ利用児童の体調不良などにより結果的に短時間（３０分以下）のサービス提供となった場合は欠席時対応加算(Ⅱ)の算定が可能。　　　サービスを利用する障害児が、サービスを利用した日に、急病等によりその利用を中断し、利用したサービスの提供時間が３０分以下となった場合において、従業員が、障害児の状況、提供した支援内容等を記録した場合に、所定転移数を算定していますか。 | はいいいえ該当なし |
| ※　障害児の当日の急病等、利用日の前日まで事業者が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合について算定可能とします。※　障害の特性から、30分を超えた利用ができない日があったとしても、それは、ここでいう急病等には該当しないものとします。そうした特性が煩雑に生じる障害児については、あらかじめ市町村に協議を行い、個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた上で、３０分を超えて支援した時の報酬を請求してください。※　本加算における３０分以下とは、サービスの開始時間から、従業者による支援（急遽体調不良になった障害児が休憩しているときの見守り等を含む。）の終了時間までが３０分以下であるものであり送迎中の時間は含まないものとします。※　個別支援計画に基づき、徐々に在所時間数を延ばす必要性を市町村が認めた障害児が、当日の急病等、利用日の前日まで事業所が把握できなかった事情により、利用を開始したものの、その利用を中止した場合は、本加算を算定せず、基本報酬を算定するものとします。 |
| ６８特別支援加算児発放デ | 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして、市に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するサービスを行った場合に、サービスを受けた障害児１人に対し、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の８第３の６平成24年厚生労働省告示第269号・ 4 平成24年厚生労働省告示第270号・1の3留意事項通知　第二の2(1)⑫ |
| 【厚生労働大臣が定める施設基準】※　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員看護師等を配置していること【厚生労働省が定める基準】※　加算対象児に係る個別支援計画を踏まえ、自立生活に必要な日常生活動作、運動機能等に係る訓練又は心理指導のための計画（特別支援計画）を作成し、当該特別支援計画に基づき、適切に訓練又は心理指導を行うこと。　必要に応じ特別支援計画の見直し、訓練記録を作成すること。　 |
| ※　理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員、看護師又は視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者を配置し、計画的に行う機能訓練又は心理指導（特別支援）について算定 |
| ※　次に該当する場合は算定できません。・　難聴児に対する、言語聴覚士による訓練・　重症心身障害児に対する、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員による訓練・　児童指導員等加配加算により理学療法士等（保育士除く）を配置している場合 |
| ６９強度行動障害児支援加算児発放デ | 強度の行動障害を有する児童に対し、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置したものとして市に届け出た事業所において、サービス提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の８の２第３の６の２Q&AH30.3.30 問111 |
| ※　加算の算定対象となる障害児は、通所報酬告示に規定する強度行動障害スコアを用いて、市町村が判断する。 |
| ７０医療連携体制加算児発放デ | 医療機関との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が、障害児の看護を行った場合又は認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、1日につき所定単位数を加算していますか。※　看護職員加配加算を算定している場合は、算定できません。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１０第３の８留意事項通知　第二の2(1)⑬ |
| ※　あらかじめ医療連携体制加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結する。※　当該障害児の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けるとともにその内容を書面に残すこと。※　当該障害児の主治医以外の医師が主治医と十分に障害児に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。※　当該障害児の主治医の指示を受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。※　加算（Ⅰ）～（Ⅴ）において、看護師１人が看護することが可能な障害児数は８人を限度とする。 |
| （1）　医療連携体制加算（Ⅰ）医療機関等との連携により、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護（健康観察等）を１時間未満行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算していますか。 | 算定あり算定なし《Ｒ3見直し》 |
| （2）　医療連携体制加算（Ⅱ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護（健康観察等）を１時間以上２時間未満行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算していますか。 | 算定あり算定なし |
| （3）　医療連携体制加算（Ⅲ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して看護（健康観察等）を２時間以上行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算していますか。 | 算定あり算定なし |
| （4）　医療連携体制加算（Ⅳ）喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、医療的ケア（喀痰吸引等）を４時間未満行った場合に、障害児１人に対し加算□　看護職員が看護を行う利用者が１人□　看護職員が看護を行う利用者が２人□　看護職員が看護を行う利用者が３人以上８人以下 | 算定あり算定なし |
| （5） 医療連携体制加算（Ⅴ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して、医療的ケアを４時間以上行った場合に、当該看護を受けた当該障害児に対し加算□　看護職員が看護を行う利用者が１人 □　看護職員が看護を行う利用者が２人 □　看護職員が看護を行う利用者が３人以上８人以下 | 算定あり算定なし |
| （6） 医療連携体制加算（Ⅵ）医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員に対し加算していますか。 | 算定あり算定なし |
| （7）　医療連携体制加算（Ⅶ）　　　喀痰吸引等が必要な障害児に対して、認定特定行為業務従事者が医療機関等との連携により、喀痰吸引等を行った場合に、障害児１人に対し加算していますか。 | 算定あり算定なし |
| ７１送迎加算児発放デ | (1)　障害児（重症心身障害児を除く）に対して行う場合障害児（重症心身障害児を除く。）に対して、居宅等と事業所等（放課後等デイサービスは「居宅等又は障害児が通学している学校と事業所等」）との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。※　以下の場合は算定できません・　放課後等デイサービスの時間が30分以下で基本報酬の算定ができない場合・　放課後等デイサービスで欠席時対応加算(Ⅱ)を算定している場　　　　合 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１１注1第３の９注1留意事項通知　第二の2(1)⑭,(3)⑭ |
| ※　送迎については、事業所と居宅（又は学校）間の送迎のほか、利用者の利便性も考慮し、適切な方法で事業所の最寄駅や集合場所まで行ったものについても、この加算を算定して差し支えありません。保護者同意の上、特定の場所を定めておく必要があります |
| (1)-2　送迎加算及び医療的ケア区分に応じた基本報酬を算定している事業所において、事業所の看護職員を伴い、喀痰吸引等が必要な障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。★　(1)の所定単位数に加え、更に加算を算定するものです。 | 算定あり算定なし該当なし | 注1の2《Ｒ３新設》 |
| (2)　重症心身障害児に対して行う場合厚生労働省が定める施設基準に適合するものとして市に届け出た事業所において、重症心身障害児に対して、送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 注2平成24年厚生労働省告示第269号注3 |
| 【厚生労働大臣が定める施設基準】※　送迎の際に、運転手に加え、指定基準の規定により置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る。）を1以上配置していること。 |
| (3)　同一敷地内の送迎事業所等において行われるサービスの提供に当たって、事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で障害児の送迎を行った場合には、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし該当なし |
| ７２延長支援加算児発放デ | 運営規程に定める営業時間が8時間以上であり、営業時間の前後の時間（延長時間帯）にサービスの提供を行うものとして市に届け出た事業所において、障害児に対して、個別支援計画に基づきサービス提供を行った場合に、当該サービスを受けた障害児に対し、障害児の障害種別に応じ、サービスを行うのに要する標準的な延長時間で所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１２第３の１０留意事項通知　第二の2(1)⑮ |
| ※　「営業時間」には送迎のみを実施する時間は含まれません。※　個々の障害児の実利用時間は問わないものであり、サービス提供時間は8時間未満であっても、営業時間を超えてサービスを提供した場合には、本加算の対象となります。※　延長時間帯に、指定基準上の置くべき職員（直接支援業務に従事する者に限る）が1名以上配置してください。[ ] 　運営規定に定める営業時間が8時間以上　[ ] 　送迎時間を営業時間に含んでいない　[ ] 　延長時間帯に基準の直接支援業務従事者が1名以上配置されている　[ ] 　延長理由が個別支援計画に記載されている |
| ７３関係機関連携加算児発放デ | 障害児が通う保育所や小学校その他の関係機関、また、就学児が就職予定の企業や官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、連絡調整や相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１２の2第３の１０の2留意事項通知第二の2(1)⑮の2 |
| （1）　関係機関連携加算（Ⅰ）障害児が通う保育所や学校等その他関係機関との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、個別支援計画に関する会議を開催し、保育所・学校等その他関係機関との連絡調整や相談援助を行った場合に、1月に1回を限度として、所定単位数を加算していますか。　[ ] 　他の事業所との連携について加算していない　[ ] 　会議の内容等（開催日時、個別支援計画に反映させるべき内容等）を記録している　[ ] 　障害児が通う関係機関出席している | 算定あり算定なし該当なし |
| （2） 関係機関連携加算（Ⅱ）障害児が就学予定の学校や就職予定の企業または官公庁等との連携を図るため、あらかじめ保護者の同意を得て、学校や企業等との連絡調整や相談援助を行った場合に、1回を限度として、所定単位数を加算します。　[ ] 　就業先が就労継続A型及びB型、就労移行支援事業所の場合算定していない　[ ] 　障害児の状態、支援方法を記載した文書については、保護者に同意のうえ就学・就職先に渡している | 算定あり算定なし該当なし |
| ７４保育・教育等移行支援加算児発放デ | 障害児の有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて保護者及び障害児の希望する生活並びに課題等の把握を行った上で、地域において保育、教育等を受けられるよう支援を行ったことにより、事業所を退所して保育所や集団生活を営む施設等に通うことになった障害児に対して、退所後30日以内に居宅等を訪問して相談援助を行った場合に、1回を限度として所定単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１２の3第３の１０の3留意事項通知　第二の2(1)⑮の３ |
| ※　加算は訪問日に算定します。※　病院等への入院、福祉施設等への入所、学校へ入学、死亡退所の場合は算定できません。※　移行支援や相談援助を行った場合は、移行支援や相談支援を行った日及びその内容の要点に関する記録を残します。　[ ] 　訪問日に算定している　[ ] 　移行・相談支援を行った日時、要点に関する記録をしている　[ ] 　算定不可（病院等への入院等）について加算していない |
| ７５福祉・介護職員処遇改善加算共通 | （１）福祉・介護職員処遇改善加算福祉・介護職員の賃金の改善等について、市に届出を出し、サービス費の本体報酬＋加算（減算）の単位数に、所定の割合に相当する単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし | 告示別表第１の１３第３の１１第４の４第５の３ |
| [ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ）[ ] 　加算（Ⅲ） | （１）－１福祉・介護職員の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の処遇改善の計画等を記載した処遇改善計画書を作成し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| （１）－２処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | はいいいえ |
| 1. －３

事業年度ごとに福祉・介護職員の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | はいいいえ |
| 1. －４

算定日が属する月の前１２月間において、労働基準法等その他の労働に関する法律に違反し、罰金以上の刑に処せられていませんか。 | はいいいえ |
| 1. －５

労働保険料の納付は適切に行われていますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ）[ ] 　加算（Ⅲ）※（Ⅲ）は右記のいずれかに適合 | （１）－６　【キャリアパス要件Ⅰ】福祉・介護職員の任用の際における職位、職責又は職務内容等の要件（賃金に関するものを含む）、職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く）を定め、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| （１）－７　【キャリアパス要件Ⅱ】職員の職務内容等を踏まえ職員と意見交換し、福祉・介護職員の資質向上の目標及び、以下のいずれかに掲げる具体的な計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。[ ] 　資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、福祉・介護職員の能力評価を行うこと[ ] 　資格取得のための支援を実施すること | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅰ） | （１）－８　【キャリアパス要件Ⅲ】福祉・介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| [ ] 　加算（Ⅰ）[ ] 　加算（Ⅱ） | （１）－９　【職場環境等要件】平成２７年４月から届け出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| ※　賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成３１年３月２６日　障障発0326第2号）の別紙１表６を参照してください。 |
| [ ]  加算（Ⅲ） | （１）－１０　【職場環境等要件】平成２０年１０月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していますか。 | はいいいえ |
| ※　賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（平成３１年３月２６日　障障発0326第2号）の別紙１表６を参照してください。 |
| ※　算定期間は、令和6年3月31日まで、となっています。 |
| ＜各加算の算定要件まとめ＞　加算を取得するに当たっては、次に掲げる区分に応じて、届け出ること。[ ] 加算(Ⅰ)　　キャリアパス要件Ⅰ～Ⅲ、職場環境等要件の全てを満たすこと。[ ] 加算(Ⅱ)　　キャリアパス要件Ⅰ・Ⅱ、職場環境等要件の全てを満たすこと。[ ] 加算(Ⅲ)　　キャリアパス要件Ⅰ又はⅡのどちらかを満たすことに加え、職場環境等要件を満たすこと。※　下記については令和３年３月３１日時点で算定している事業所について、令和４年３月３１日まで算定可能とする。[ ] 加算(Ⅳ)　　キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれかの要件を満たすこと。[ ] 加算(Ⅴ)　　キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、職場環境等要件のいずれの要件も満たさないこと。[ ] 福祉・介護職員処遇改善特別加算　市に届け出て従業者の賃金の改善等を実施 |  |
| ７６福祉・介護職員特定処遇改善加算共通 | 福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして市に届け出た事業所が、障害児に対しサービス提供を行った場合に、所定の単位数を加算していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の１４第３の１２第４の６第５の５ |
| □加算（Ⅰ）　 | （1）-1　【配置等要件】福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までのいずれかを算定していること | はいいいえ |
| （1）-2　【現行加算要件】福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。 | はいいいえ |
| （1）-3　【職場環境等要件】平成２０年１０月から届出を要する日の属する月の前月までに実施した処遇改善（賃金改善に関するものを除く。）の内容及び当該処遇改善に要した費用の全てを福祉・介護職員に周知していること。※賃金改善に関するものを除く処遇改善については、厚労省「福祉・介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和元年５月１７日　障障発0517第1号）の別紙１表３を参照してください。※別紙１表３の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」、「その他」の区分ごとに１つ以上の取組を行ってください。 | はいいいえ |
| (1)-4　【見える化要件】上記③の処遇改善の内容について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していますか。公表方法（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）※　令和2年度より算定要件。 | はいいいえ |
| （１）-5　介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士、心理指導担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち１人は、賃金改善に要する費用の額が月額８万円以上、又は改善後の賃金見込額が年額４４０万円以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ※　ただし、特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はその限りではありません。　 |
| （1）-6　経験・技能のある障害福祉人材の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上となっていますか。 | はいいいえ |
| （1）-7　障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち専門的な技能を有すると認められるものの賃金改善に要する費用の見込額の平均が、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の賃金改善に要する費用の見込額の平均の２倍以上となっていますか。 | はいいいえ |
| ※ただし、障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の平均賃金額が障害福祉人材（経験・技能のある障害福祉人材を除く）及び障害福祉人材以外の職員のうち研修等により専門的な技能を有すると認められるものの平均賃金額を上回らない場合はその限りではありません。 |
| （1）-8　障害福祉人材以外の職員（専門的な技能を有すると認められるものを除く）の改善後の賃金の見込額が年額４４０万円を上回っていませんか。 | はいいいえ |
| （1）-9　上記（1）-5から（1）-8の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知していますか。 | はいいいえ |
| （1）－10　特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施していますか。 | はいいいえ |
| （1）－11　事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を市長に報告していますか。 | はいいいえ |
| □加算（Ⅱ） | 上記（1）-1以外を算定していますか。 | はいいいえ |
| □区分なし | 居宅訪問型児童発達支援・保育所等訪問支援事業所で特定加算を算定していますか。 | はいいいえ |
| ７７個別サポート加算児発放デ | （1）　個別サポート加算(Ⅰ)著しく重度及び行動上の課題のある児童ケアニーズの高い障害児について、児童発達支援では乳幼児等サポート調査表の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは就学児サポート調査表の調査項目によるスコアを用いて算定し、基準に適合すると市町村が認めた障害児について支援を行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 | 算定あり算定なし該当なし | 告示別表第１の９第３の７留意事項通知　第二の2(1)⑫の２(平成24年厚生労働省告示第270号・一の六)《Ｒ3新設》平成24年厚生労働省告示第270号・八の四)留意事項通知　第二の2(1)⑫の３ |
| ※　４歳未満であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、２以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とするの区分に該当すること。なお、市町村が認めるときに障害児が３歳以上であった場合は次に該当する必要があるものとする。　児発※　３歳以上であって、食事、排せつ、入浴及び移動の項目のうち、1以上の項目について全介助を必要とする又は一部介助を必要とする区分に該当し、かつ、同表の食事、排せつ、入浴及び移動以外の項目のうち、１以上の項目についてほぼ毎日支援が必要又は週に１回以上支援が必要の区分に該当すること。　児発 |
| ※　食事、排せつ、入浴及び移動のうち３以上の日常生活動作について全介助を必要とすること。　放デ※　４1ページの表の各項目について、その項目がみられる頻度等をそれぞれ０点の欄から２点の欄までの区分に当てはめて算出した点数の合計が１３点以上であること。放デ |
| （2） 個別サポート加算（Ⅱ）　　　虐待等の要保護・要支援児童（※）を受け入れて支援した場合に、１日につき所定単位数を１日につき所定単位数を算定していますか。＜（※）要保護・要支援児童＞・　児童相談所や子育て世代包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会、医師との連携（事業所からの報告に基づく経過観察の依頼を含む）により支援等を行う必要のある児童 | 算定あり算定なし該当なし |
| ※　支援の必要性について、保護者に説明することが適当でない場合があることから、本加算の趣旨等について理解した上で、慎重に検討すること。　※　児童相談所や母子健康包括支援センター等の公的機関、要保護児童対策地域協議会又は医師と、障害児が要保護児童又は要支援児童であるとの認識や、障害児への支援の状況等を共有しつつ支援を行うこと。　※　連携先機関との共有は年に１回以上行うこととし、その記録を文書で保管すること。なお、ここでいう文書は、連携先機関が作成した文書又は事業所が作成した文書であって、連携先機関等と共有するなど、事業所と連携先機関等の双方で共有しているものであり、単に事業所において口頭でのやりとりをメモして保管しているだけの文書は対象とならない。　※　連携先機関等と障害児への支援の状況等について共有しながら支援をしていくことについて、個別支援計画に位置付け、保護者の同意を得ること。※　市町村から連携先機関等との連携や、障害児への支援の状況等について確認があったときは、当該状況等について回答するものとする。 |
| ７８福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービス提供を行った場合は、基本サービス費に各種加算減算を加えた単位数の1000分の20に相当する単位数を所定単位数に加算していますか。 | はい・いいえ該当なし | 令3厚労告87別表1のタ |
|  | 　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 | 基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数の２０/１０００ |  |  |
|  | ※　「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和5年3月10日障障発0310第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知） |  |  |
|  | 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。ア　介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当にの引き上げ充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じている。イ　指定障害福祉サービス事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ている。ウ　福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について市長に届け出ている。エ　当該指定障害福祉サービス事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告している。オ　福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。カ　イの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容及び処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知している。 |  |  |